

平成31年4月9日
千葉県報第13419号 別冊
(4分冊の2)

平成30年度

千葉県包括外部監査の結果報告書

千葉県包括外部監査人
弁護士 石川英夫

第3部 各論

第1編 建設工事

第1章 一般競争入札

第1節 平成29年度幕張メッセ施設整備機械設備工事（トイレリニューアル他）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、幕張メッセの国際展示場の施設整備に伴う機械設備工事の請負契約（以下「幕張メッセ設備改修工事」という。）である。

2 契約の目的

- (1) 幕張メッセは、千葉市美浜区中瀬に設置され、平成元年10月から供用が開始された日本を代表する複合コンベンション施設である。これを構成する施設は、国際展示場1から8ホール、国際展示場9から11ホール、国際会議場及び幕張イベントホールの四つの施設からなり、敷地面積約21万7144㎡、延床面積16万8742㎡、総展示面積7万5098㎡の複合コンベンション施設であり、国内では東京国際展示場（東京ビッグサイト）に次ぐ2番目の規模を持つ施設である。
- (2) 幕張メッセを構成する四つの施設のうち、国際展示場1から8ホール、国際展示場9から11ホールを県が所有し、国際会議場及び幕張イベントホールは株式会社幕張メッセが所有している。ただし、県は、同社の株式25%を保有する筆頭大株主である。
- (3) 工事内容は、国際展示場4から8ホール及び9から11ホールを施工対象とする①トイレリニューアル工事一式、②エレベータ増設に伴うスプリンクラー増設工事、③エレベータ機械室改修工事、④空調機の分解整備等、⑤上水・中水ポンプ、湧水ポンプ及び温水循環ポンプの更新等である。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、総合評価一般競争入札である。

2 入札保証金

入札保証金は、免除されている。

3 入札参加資格

入札参加資格が定められている。

入札参加資格は、これを要約すれば、①千葉県建設工事等入札参加業者名簿（以下「資格者名簿」という。）に管工事のA等級の格付がなされている者、②管工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者で、県の指名停止措置を参加資格確認申請提出期限から開札の時までの間に受けていない者、③平成29年度に公告した幕張メッセの施設整備工事を受注していない者、④県内に本店又は建設業法に基づく許可を受けた営業所がある者、⑤一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格及び監理技術者資格証を有する者を専任で配置できる者、⑥過去15年間に、1棟の延べ面積が3万3000㎡以上の鉄筋コンクリート造等の建築物の衛生設備工事又は空調設備工事を元請（共同企業体の場合は出資比率20%以上）で施工した実績がある者、ただし、千葉県経常建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された経常建設共同企業体については、いずれかの構成員に上記実績がある者。⑦本工事にかかる設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこととされている。

4 入札者の人数

(1) 入札者の数

入札者は、3者であった。

(2) 入札参加資格者登録者数

本節の工事の種類は、管工事であるが、本節の工事につき入札参加資格を認められているA等級登録者及びB等級登録者の登録者数は、以下のとおりである。

ア 県外業者は、A等級が299者、B等級が58者、合計357者である。

イ 県内業者は、A等級が342者、B等級が239者、合計581者である。

ウ 県外業者と県内業者のA等級及びB等級の総計数は、938者である。

5 相手方

(1) 総合評価方式で相手方が落札者として決定されている。入札額が最も少額であった者は、相手方であった。なお、相手方は、平成28年度の幕張メッセのトイレ工事も受注している。

(2) 落札者は、管工事業を事業内容とする株式会社であり、本店所在地は、東京である。そして、同社の資本金は、35億円、売上高は2000億円以上、従業員は2000人弱である。

6 下請負

下請負は、一次下請け10社、二次下請け7社、三次下請け3社、四次下請け

1 社となっている。相手方が直接施工する部分は、無い。

第3 契約金額

1 代金額

本工事の請負代金額は、代金2億4000万円及び消費税1920万円、合計2億5920万円である。

平成29年度における幕張メッセの施設整備工事は、本工事を含めて9件発注されており、その当初契約金額の総計は、39億7764万円である。

2 予定価格

予定価格は、2億8404万円である。

3 落札率

落札率は、91.25%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

(1) 本節の契約書（以下「設備改修工事契約書」という。）の書式は、昭和25年2月21日中央建設審議会決定の公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）に従って作成されている。契約の概要が箇条書きされ、発注者と受注者が記名押印した設備改修工事請負契約書に、59条もの条項が記載された約款と廃棄物処理に関する別紙が2枚綴られて、表紙と裏表紙を付けて冊子とし、表紙と裏表紙を貼り合わせた部分に割印が押されている。

(2) 工事の内容を記載した仕様書や設計図等の設計図書は、契約書とは別の書面になっている。約款の1条に、「発注者及び受注者は、この約款（契約祖を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ）を履行しなければならない。」と記載されているが、設計図書を特定することができる記載はない。

2 契約書の記載内容

(1) 建物工事請負契約書には、工事名、工事場所、工期、請負代金額、契約保証金及び解体工事に要する費用等が箇条書きされているが、発注者と受注者の債権債務としての記載ではない。

(2) 約款には、59条が定められている。建設工事であればどのような契約にも使えるものとして作成され、その結果、条項が多くなっていると推測される。条文には見出しが記載されているが、条項が多いため、必要な条項を探し出すことも

容易ではないように思え、他方、通常は適用されない条項も多いのではないかと
思える。

(3) 工事の内容は、別冊の図面、仕様書等の設計図書に記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、2592万円である。

2 履行の確認

(1) 検査調書

工事検査調書には、日付、検査監の記名押印、「工事検査調書」との書類の題名
が記載され、次いで、「平成30年8月9日設計図書に基づき検査の結果、下記の
とおり完成を認める。」と記載されている。そして、「記」以下には、工事発注年
土、事業名、工事番号及び工事名、受注者の住所及び社名支店名、当初設計金額、
契約年月日、着工年月日、完成期限、完成年月日、完成通知受付年月日、当初設
計金額、請負金額、既支払額、完成金額及び今回支払額（残額）が記載されてい
る。備考として、検査立会人として、県側が副主幹の記名、受注者側が現場代理
人と監理技術者の記名がある。

(2) 監督及び確認の方法

工事の監督及び確認の方法は、以下のとおりである。

ア 工事監理業務日報

工事の監督については、工事管理業務日報が作成され、定期的に工事打合せ
がなされている。そして、履行の確認は、項目別評定点の一覧表を用いて、満
点の100点が項目毎に配点されていて、その採点がなされている。別紙とし
て、総合評価現場確認との書類名が記載された「施工上配慮すべき事項（品質
確保に係る施工方法・試験又は施工体制）に係る具体的提案が記載されている。
工事の確認後、相手方に対し、完成検査通知を行っている。完成検査通知には、
検査年月日、検査監の氏名、事業名等が記載されている。総合評価については、
「総合評価項目不履行による減点 なし」と記載されている。

イ 工事成績評定表

工事成績評定表は、同年8月9日付けで作成されている。工事成績評定表に
は、評定項目として、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、
創意工夫、社会特性等が定められ、そして各項目毎に細別が定められ、その細
別毎に評定点が4段階で配点されている。これらの配点された細目別の点数を、
監督員、主任監督員及び検査監（完成）の3名が分担して、4段階の配点のう
ちの一つの配点を選択し、その選択された配点とその合計点が記載されている。

ウ 工事検査結果通知書

工事検査結果通知書は、受注者に対し、工事の完成を認めたことを通知する書面であり、同年8月9日付けで受注者に対し送付されている。工事検査結果通知書には、完成を確認した年月日、検査監(完成)の氏名、工事名、工事番号、工事場所、請負金額、既支払額、今回支払額、評定点、総合評価項目不履行による原点が記載されている。総合評価項目不履行による減点は「無し。」とそれぞれ記載されている。

第6 契約事務の進行

本節の契約に係る事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年 6月19日 設計書作成

6月26日 執行伺い(執行方法につき、「自治法234条1項の規定により一般競争入札とする。」と記載され、入札者氏名につき、「千葉県建設工事等入札参加資格委員会の意見をきいて決定する。」と記載されていて、総合評価一般競争入札という記載はない。)

7月13日 決裁

7月19日 入札参加資格委員会で、総合評価方式を選択し、入札参加資格を設定(ただし、総合評価方式を選定した理由についての書類は作成されていない。)

(総合評価項目から一部の項目を抜き出して評価項目を作成。ただし、その評価項目作成過程の書類は作成されていない。)

7月20日 総合評価技術審査会(1回目) - 落札者決定基準の審査

7月24日 学識経験者からの意見聴取(1回目) - 落札者決定基準の設定に係る意見聴取

7月28日 入札公告

8月18日 入札参加資格確認申請の受付及び技術資料の受付

8月22日 上記受付最終日

9月 1日 設計図書に対する質問受付

9月 6日 入札参加資格委員会(2回目) - 資格確認

9月 7日 入札参加資格の確認結果通知

9月 7日 総合評価技術審査会(2回目) - 技術評価等の審査

9月 8日 学識経験者からの意見聴取(2回目) - 技術評価に

係る意見聴取

設計図書等に対する質問の回答

平成29年	9月19日	入札初日
	9月20日	入札最終日
	9月21日	開札・落札者決定
	9月26日	契約締結
	9月27日	着工
	11月17日	前払金請求書受理（月日は、請求書の日付）
	11月30日	前払金支払
平成30年	3月23日	出来形検査願い受理
	3月28日	出来形検査
	4月12日	部分払請求受理（月日は、請求書の日付）
	4月25日	部分払支払
	7月31日	工事完成通知受理
	8月9日	完成検査
	8月28日	完成払金請求
	9月14日	完成払金支払

第2款 指摘

第1 契約書

1 契約書を作成する目的

請負契約は、諾成契約であり、契約書を作成しなくても、申込みと承諾が合致して合意が成立すれば契約は成立するが、契約書を作成しない場合、合意が成立しているか確認が不十分になり、また再確認することも困難であるため、債権者が認識している債務の内容と債務者が認識している債務の内容に擦れが生じ、債権者が認識している内容の債務が履行されず、紛争が起こるおそれがあり、そして、合意内容を確認することができる客観的資料がないため、起こった紛争を解決することも困難となる。このような問題が生じないようにするために作成されるものが契約書であり、契約書に債権債務の内容が具体的に記載されていれば、合意内容をいつでも再確認することができるため、債務が合意のとおり履行される蓋然性が高くなり、紛争が起こってもその解決が容易になる。

2 設備改修工事契約書の問題点

- (1) 契約書に、59条の条項が記載された約款が綴られているが、この約款に定めた条項が本節の契約の内容となることは、「別添の条項によって」と記載されるに止まり、「別添の条項」を特定する記載はなされていない。他方、約款の1条では、

「この約款（契約書を含む。）」と記載されるに止まり、「契約書」を特定する記載はなされていない。そして、工事の具体的内容を定める設計図書については、「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ）」と記載されるに止まり、別冊の図面等を特定する記載はなされていない。

(2) よって、これを特定することができるようにするため、設計図書に記載されている建設工事を契約の内容とする書式に改定すべきである。その例として、以下の二つの方法が考えられる。

ア それぞれ標題を記載し、契約書の条項に、それらの標題が記載された設計図書の記載内容が契約の内容になることを、例えば、「甲は乙に対し、別紙「〇〇仕様書」、「〇〇設計図」及び「〇〇説明書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と簡潔に記載し、それらの設計図書を契約書の一体文書として綴り、通しの頁番号を記載する方法。

イ 設計図書に表紙を付けて、その表紙に、例えば「設備改修工事契約書の設計図書の合意書」等と題名を記載し、その設計図書が設備改修工事契約書の設計図書であることを確認した旨の記述をし、作成日付も記載して、当事者がそれぞれ記名押印して設計図書も契約書として作成し、他方、設備改修工事契約書には、例えば「甲は乙に対し、〇年〇月〇日付けにて甲と乙が作成した「設備改修工事契約書の設計図書の合意書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と記載する方法。

第2 総合評価方式

1 総合評価一般競争入札の選択手続

総合評価競争入札は、自治令167条の10の2第1項又は第2項の要件に該当する事由があると認めるときに、これを選択することができる。それ故、総合評価競争入札を選択するときは、先ず、この自治令が定める要件の具備につき検討する必要がある。ところが、総合評価方式の選択については、「予定価格5千万円以上（税込み）の工事について、適用することを原則とする。」と規定する総合評価ガイドラインを適用し、自治令の上記要件具備は、調査も検討もしていない。このことは、県が、総合評価方式の選定を承認した会議として説明した会議の名称が、「入札参加資格委員会県土整備部会会議」であること、その会議について作成された書面の名称も、入札参加資格を確認する会議であることを示す「入札参加資格委員会県土整備部会会議結果」となっていること、その会議において配布された資料として添付されている書面は、その名称が「一般競争入札参加資格要件等設定資料」であり、その書式は、工事を特定する事項を列記

し、その工事につき入札参加資格を記載するものとなっていて、総合評価方式の記載は、その工事を特定する事項の一つである方式の記載欄に記載されているに過ぎず、総合評価一般競争入札を選定する理由の記載が何処にもないことから認めることができる。

2 総合評価における落札者決定基準

総合評価項目は、総合評価方式における落札者を決定する理由の細目であり、これを法令に沿って的確に定めなければ、総合評価方式を適正に運用したことにはならない。そして、建設工事については、公共工事適正化法、施行令、公共工事品質確保法、建設業法の適用があり、これらの法令は、一括下請負等の不正行為の防止、下請負代金の適正化、労働者の賃金等の労働条件の改善を定めているのであるから、これらに係る事項を総合評価方式による落札者決定基準となる細目に定める必要がある。しかし、県が定める総合評価項目は、これらの法令の趣旨と整合していない。その結果、公共工事に投じられた予算が、受注者から下請負人、下請負人から建設労働者へ支払われ、それが消費に廻って景気を上昇させるという循環効果が弱くなっている可能性がある。

3 本節契約における総合評価による落札者の決定

本節の総合評価は、受注者3者から提出された施工計画の優劣を評価して、相手方が落札者と決定されている。その際、評価の対象とされた事項は、施工計画であった。施工計画書の内容は、幕張メッセで開催されるイベントのスケジュールに対応した工程管理、施工時の安全対策、重量機器の搬出入時の損傷対策、品質確保の施工方法というものであり、その記載内容も抽象的であり、総合的に優れていることを判断できる記載とは認めがたいものであった。なお、工事打合せ記録によれば、平成30年6月11日の夜間工事において、事前に県の担当者から注意喚起を受けていたにも係わらず、誘導員を配置せず、当日にイベント主催者から施設管理者を通して県に抗議が寄せられ、翌日に県の担当者と業者担当者が施設管理者に謝罪に赴いたという不祥事が起こっている。県の説明によれば、この不従事を起こした業者は、本節の契約の相手方ではないとのことであるが、その業者も総合評価方式で選ばれた者であるため、総合評価方式によって落札者とされた者が最も優れた者であるのか、強い疑いが生じた。そして、平成31年1月下旬になって開示された書類から、相手方は、平成28年度においても、幕張メッセのトイレ工事を受注していることが分かったが、同じ業者が3年度で2回も同じ工事を受注していることについても疑問を抱いた。

4 総合評価の情報公表

施行令7条2項8号は、総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札を行った場合には、①これを行った理由、②落札者決定基準、③当該契約がその性質

又は目的から競争入札の規定により難いとして、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合のその者を落札者とした理由、④落札者となるべき者の入札額によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めて、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認めて、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合のその者を落札者とした理由を公表しなければならないと規定している。しかるに、県は、本節の契約に限らず、総合評価方式を適用した契約につき、施行令が公表すべきと定めている事項につき、何一つ公表していない。総合評価方式は、価格以外の事由によって落札者を決定する方式であり、その落札者決定基準が不明確となり、不正な力によって落札者が決定されるおそれがあることから、施行令は、これを防ぐために、上記の事項を公表させ、県民による事実上の監視の対象として正しい運用を確保しようとしている。それ故、県が、施行令が公表を求める事項を公表してこなかったことは、総合評価競争入札につき、県が不正な力に対する抵抗力が極めて弱い方式で、長年運用していることを意味する。

5 結論

- (1) 総合評価方式を選択する場合は、自治令が定める適用要件の具備を調査し、検討すべきである。これを妨げている総合評価ガイドラインの千葉県総合評価方式の実施方針、即ち、「予定価格5000万円以上（税込み）の工事について総合評価方式を原則として適用する」との規定は、これを廃止すべきである。そして、総合評価方式実施要領2条(1)から(4)も、自治令の趣旨に沿っているとは言い難いところがあるため、改正すべきである。
- (2) 法令を遵守するため、総合評価項目を改定し、下請負に施工させることを常態とする業者、下請負及び二次以下の下請負の請負代金額の適正化に努めない業者、及び労働条件の向上及び労働環境の改善に努めない業者は、受注ができないような評価項目を定めるべきである。
- (3) 総合評価項目に不祥事が生じたときは、工事成績評定において、厳しく減点し、債務不履行の有無を検討すべきである。
- (4) 本節の工事は、総合評価方式が適用されていることから、公共工事適正化法8条、施行令7条1項、2項が公表事項と定める事項を全て公表すべきである。

第3 下請負

- 1 本節の契約の相手方は、自ら施工せず、請け負った建設工事の全てにつき、下請負会社10社と下請負契約を締結している。そして、その一次下請負には二次下請負が7社あり、その二次下請負には3社の三次下請負があり、その三次下請

負には1社の四次下請負がいる。

- 2 下請負については、一括下請負が禁止されている（建設業法22条1項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律14条）。そして、本節の契約書約款6条も、一括下請負を禁止している。一括下請負が禁止される理由は、これを認めると受注代金が正当な金額より高額になるおそれがあり、或いは、不当に安い金額による下請負契約がなされる結果、工事の質が低下するとか、下請負の従業員の労働条件が悪化するとか、更には下請負中小企業の体力が次第に低下し、やがては倒産に至るおそれとか、建設業界内の取引や人間関係が不健全化するおそれがあるということにある。それ故、一括下請負でなければ良いということにはならず、一括下請負に異なる場合は当然として、そうでなくても、下請負に発注する工事の内容や金額に照らし、上記の弊害が生ずるおそれがどの程度あるかを常時監視しなければならない。
- 3 それ故、県としては、建設工事の契約締結に際しては、下請負の有無、下請負がある場合は、下請契約書や施工体制台帳に基づき、下請負に発注する工事の具体的内容を調査し、その工事が元請提出の見積書・内訳書のどの項目に該当し、それに拠ればその金額は幾らになるかを算出し、その金額と実際の下請負代金との差額を確認し、その差額は上記弊害を生ずるおそれがどの程度あるかを判断し、そのおそれがあると判断した場合は、契約の相手方をしてそれを是正させる必要がある。そして、契約締結後は、施工計画を実際に作成した者は誰か、工程管理、品質管理、安全管理等は、誰が実際に行っているのかを常時監視し、監督しなければならない。県は、「受注者が入札の際に提出する見積書・内訳書（以下「工事費内訳書」という）は、談合防止の観点から入札金額をきちんと積算しているかどうかを確認するために提出させているが、その内容は入札時点での見込みの内容であり、それが契約後の実際の下請負契約を拘束する性質のものではない。このため、下請負に発注される個々の工事が、発注者に提出した工事費内訳書のどの部分に該当するか明確になっているかとか、実際の下請負契約額が工事費内訳書の額とどれだけの差額があるかといったことを、一括下請負の評価の判断基準とすることは適当ではない。」と説明するが、そうであるとすれば、工事費内訳書を一括下請負、不当な下請負契約の調査に役立つ書式にすべきである。
- 4 この点につき、県は、「千葉県建設工事適正化指導要綱（以下「指導要綱」という。）」第4条に一括下請負禁止を定め、受注者に交付する「工事施工上の指示事項」においても一括下請負の禁止を第一番に記載し、元請人に対して施工体制、下請契約や技術者の配置状況などを確認する書類を提出させ、また、元請人が自ら施工計画の作成、品質管理、安全管理、技術的指導、その他発注者との協議・調整など、下請負工事の施工に実質的に関与しているかどうかの確認を随時行う

とともに、中間検査、出来形検査、完成検査の各検査時には、千葉県建設工事検査要綱に基づき、工程管理、品質管理、安全管理等が適切に行われているかどうかを工事成績評定表によって確認・採点している。

- 5 しかし、一括下請負か工事とその代金が廉価な不当な下請負契約かは、それが工事の内容とその代金との等価関係に係わることであるが故に、一括下請負禁止を指導要綱に定め、これを元請人に伝えて指導し、現場で施工管理の状況を見るだけでは足りず、元請人の施工部分と下請負人の施工部分の双方につき、工事の具体的内容とその見積りの内訳とを対照して行わねば把握できないことであると考える。相手方に提出させた施工体制台帳及び施工体系図と、工事費内訳書とを対照して、それぞれの施工の対価が実際は幾らになっているかを調査することが必要であり、それらの書式をその調査が実質的に行える書式に改め、実際にその調査を行えば、一括下請負契約又は不当な下請負契約を行う業者の入札を抑止する効果を持ち、有益である。
- 6 よって、県は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく契約事務を行うべく、次の措置をとるべきであると指摘する。
 - (1) 契約事務を規律する要綱及び契約事務の手引きとなる要領等に、下請負の受注工事の具体的内容及びその工事は見積書・内訳書によれば代金は幾らかを調査する条項、その調査に基づいて、当該下請負が一括下請けの弊害を生ずるおそれの程度を判断し、そのおそれがあると判断したときは、契約の相手方をしてそれを是正させる条項、それに従わないときは請負契約を解除できるとする条項を定めるべきである。
 - (2) 契約の相手方に提出させる施工体制台帳の書式及び見積書の内訳書の書式を改定し、下請負が受注する工事の具体的内容及びその工事が見積書・内訳書のどの項目に該当するかを判別できるように改め、下請負契約の請負代金額がその受注する工事に見合うという意味で適正な金額になっているかを調査することができるようにすべきである。

第3款 意見

第1 入札参加資格

- 1 一般競争入札において入札参加資格を定めることは、入札者を制限するということである。そして、入札参加資格は入札公告によって事前に公表されるから、その入札に係る工事の業者は、入札参加資格を見れば登録業者のうち入札することができる者とできない者とを区別することができる。それゆえ、入札参加資格が入札者を制限する効果が大きければ大きいだけ、入札に参加できる者は減少し、入札参加資格を持つ者の特定がより容易になる。これは、入札参加資格を持つ者

が入札価格について事前に協議することを容易にする。即ち、入札参加資格が入札者を制限する効果が大きければ大きいだけ、談合を容易にすることになる。それゆえ、入札参加資格の制限が、これによって入札参加資格を持つ者の数が談合を容易にする程の少数になることは相当ではない。

- 2 本契約の工事の種類である管工事についての入札参加資格登録者は、県外、県内のA等級、B等級の総計905者であるのに、入札者は僅か3名であり、総合評価一般競争入札であることを考慮しても、入札者が少な過ぎる。入札参加資格が無関係とはいえないであろう。県としては、入札参加資格を定める場合、事前に、登録業者の営業実体と入札参加資格とを照合させて入札参加資格を持つ業者の数と入札者を推定すべきであり、事後には、入札しなかった業者が入札しなかった理由を調査し、入札参加資格を定めたことがどのような効果を持ったかを調査し、今後の入札参加資格を定める場合の参考資料とすべきである。
- 3 県が入札参加資格を定める目的は、落札することが県からみて望ましくない業者を入札に参加させないことにある。そうである以上、入札参加資格を定める際は、その入札参加資格を定めることが、落札することが望ましくない業者の入札参加資格を失わせる効果をどの程度持つものであるかを検討する必要がある。そして、入札参加資格を定める目的が適正かつ相当であることが必要である。そうでなければ、県民をして、利害関係者の意向を受けて入札参加資格を定めたのではないかとの疑いを抱かせるおそれを生ずる。その目的が適正か相当かは、契約者が適正な利潤を得ることができる価格であって、かつ入札者の中で最も低額で入札できる者、下請けに丸投げしないことは当然として、下請け業者に不当に廉価な代金で請け負わせたことがない者、仕様書や設計書に記載された工事を一定以上の水準をもって完成させることができる人材と装備を持ち、かつ施工管理を適切に行う資格を持つ者を工事現場に配置することができる者、例えば中小企業者を育成するという政策的目的を実現にするに相応しい者達を入札者とする効果を持つかどうかによる。県は、入札参加資格を定めるに際しては、その入札参加資格がそのような適正かつ相当な目的を持つものかどうかを検討すべきである。

第2 履行の監督及び確認

1 日報の作成

- (1) 工事の完成検査は、通常、破壊検査ができないことから、工事の過程の日常的監督の積み重ねに基づいて行わねばならない。工事の日常的監督は、現場監督の資格の確認及び配置状況、技術労働者達の配置状況、工事に用いる部材や工事に使用する機材の検査、施工方法の確認、手直しの指示を適宜行う必要がある。本節の工事については、機器材料搬入検査が書面にされ、配管試験結果報告書、工

事検査調書及び出来形調書がそれぞれ作成され、定期的に打合せがなされてその都度工事打合せ記録が作成され、そして、月毎にこれらの記録を整理した工事監理業務日報が作成され、工事の完成の確認は、多角的視点から確認する工事成績評定に基づいて行われていることから、適正に監督がなされ、かつ工事の完成が確認されたと認めることができる。

- (2) しかし、日常的監督は、工程を具体的に把握し、日々の進捗状況と施工方法を確認することが肝要と考えられるところ、監督員が工事現場に臨場した状況については、これを確認することはできなかった。それ故、工事監督員は、日常的に工事現場に臨場して施工を監督し、そして、これを日報として記録することが望ましい。

2 専門的知識を持つ者への委託

自治令167条の15第4項は、履行確保の監督又は検査につき、専門的知識又は技能を必要とする等の理由で、職員が監督又は検査をすることが困難又は適当ではないと認められるときは、職員以外の者に委託してその履行の監督又は検査をさせることができることを規定している。

そこで、本節の建設工事についても、履行確保の監督又は検査につき、専門的知識又は技能を有する職員以外の者に委託することを検討することが望ましい。

第2節 社会資本総合交付金工事（仮称土屋橋本線P6・BランプP3・CランプP4橋脚）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、国道464号北千葉道路の土屋橋（仮称。成田市土屋所在。）の建設工事に係る請負契約である。

2 契約の目的

国道464号北千葉道路は、市川市から千葉ニュータウンを経て成田市を結ぶ全長約4.3キロメートルの道路である。本契約は、同道路の土屋橋（仮称。成田市土屋所在。）の建設工事に係る契約であり、本線P6橋脚1基、BランプP3橋脚1基及びCランプP4橋脚1基の建設を目的とする。本契約は、履行期間が平成29年9月15日から平成31年2月16日まで（契約締結後の設計変更による変更後の工期）の2か年度にわたる複数年契約である。なお、本契約は、国の社会資本整備総合交付金（平成22年度に創設された国土交通省所管の地方公共団体向け補助金）の交付対象とされており、契約代金は同交付金から支出される。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

総合評価一般競争入札である。

2 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

3 入札参加資格

入札参加資格のうち主なものは、次のとおりである。

- (1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、土木一式工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から本工事の開札の時までの間、受けていない者。
- (2) 「平成28年度 社会資本総合交付金工事（仮称土屋橋本線P3橋脚）」または「平成29年度 社会資本総合交付金工事（仮称土屋橋本線A1橋台）」を受注（落札決定の翌日から当該工事の完成通知日までをいう。）していない者。
- (3) 資格者名簿における、土木一式工事の格付けがA等級である者。
- (4) 県内に本店がある者。
- (5) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格（建設業法15条2号イに該当する資格）を有する者で、監理技術者資格者証を有する技術者を本工事に専任で配置できる者。
- (6) 過去15年間（入札公告の前年度までの15か年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（平成14年4月1日から平成29年7月28日まで）に、本工事と同種工事（鉄道近接工事で杭基礎工を含む橋梁下部工事）を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）として施工した実績がある者。

4 入札者の人数

2者が入札に参加している。なお、入札実施に当たり県が見込んでいた入札参加者数は20者以上であった。

本節の公共工事の工種は土木一式工事であり、その資格者名簿に登載されている者の人数はAランクが364名、Bランクが672名、Cランクが413名、Dランクが645名である。

5 相手方

総合評価方式による入札（入札価格以外の評価項目を取り入れた入札方式）が

実施され、その結果、最廉価格による入札ではなかったが、技術評価点の高かった千葉市美浜区に本店を置く株式会社が契約の相手方に選定された。同社の資本金は7000万円であり、土木工事を中心とした総合建設業を事業内容としている。

6 下請負

相手方は、本工事のうち既製杭工、地盤改良工及び型枠コンクリート工につき、下請業者を選任している。下請業者の総数は、3次下請まで含めると計19者である。なお、県は、千葉県建設工事適正化指導要綱が規定する「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る千葉県入札・契約事務運用マニュアル」所定の施工体制等点検表に基づき、下請契約の内容等が適正か否かを確認している。

第3 契約金額

1 代金額

請負代金の総額（契約締結後の設計変更による変更後の代金）は4億1671万2600円（消費税込み）であり、うち平成29年度の債務負担額（支出額）は2億1360万円（消費税込み）である。

2 予定価格

予定価格は、4億3536万9600円（消費税込み）である。当該予定価格は、県作成の土木請負工事費の積算基準に基づき、取引の実例価格、需給の状況及び数量の多寡を考慮して定めている。

3 落札率

落札率は、91%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として、全59条の約款及び全28条の特記仕様書が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書には、工事名、工事場所、工期、請負代金額、契約保証金及び解体工事に要する費用等に関する定めがある。約款には、総則規定、受注者の義務に関する規定、下請負人に関する規定、工期に関する規定、請負代金に関する規定、損害賠償に関する規定、解除に関する規定等が設けられている。特記仕様書には、材料の種類や施工条件等について詳細が定められている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、3963万6000円である。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

相手方は、平成29年9月14日に本契約の工事に着工し、平成30年7月10日に県による中間検査が行われた。検査の結果、問題は認められなかったため、同月12日、県による中間認定が行われている。本契約は複数年契約であり、工事の完成は平成30年度に予定されているため、平成29年度末時点においては契約の履行は完了しておらず、完成検査、引渡し及び残代金の支払等は行われていない。

(2) 監督及び確認の方法

中間検査の工事検査調書には、別紙として工事成績評定表が添付されており、考査項目として、施工体制（施工体制一般、配置業者）、施行状況（施工管理、工程管理、安全対策、対外関係）、出来形及び出来ばえ（出来形、品質、出来ばえ）、工事特性（施工条件等への対応）、創意工夫、社会性等（地域への貢献等）が挙げられている。県の監督員らは上記考査項目毎に評定を行い、評定点が算出され、当該評定点に基づき、検査の合否が決定されている。

第6 契約事務の進行

平成29年 9月14日 契約締結

9月15日 着工届を受理

10月11日 前払金請求書（請求額9490万円）を受理

10月24日 前払金を支払

平成30年 7月10日 中間検査（設計図書に基づく検査）

7月12日 中間認定 工事認定通知書を発送し、工事検査調書を作成

11月14日 中間検査

11月15日 中間認定 工事認定通知書を発送し、工事検査調書を作成

第2款 指摘

第1 契約書

- 1 契約書に、59条の条項が記載された約款が綴られているが、この約款に定めた条項が本節の契約の内容となることは、「別添の条項によって」と記載されるに

止まり、「別添の条項」が何かを特定する記載はなされていない。また、工事の具体的内容を定める設計図書については、「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ）」と記載されるに止まり、別冊の図面等の名称等で特定する記載も何らなされていない。

2 そこで、建設工事請負契約書1ページ記載の「別添の条項」及び条項1条1項の「設計図書」について、契約書の内容から一義的に特定できるよう契約書の書式を改定すべきである。

その例として、以下の二つの方法が考えられる。

- (1) それぞれ標題を記載し、契約書の条項に、それらの標題が記載された設計図書の記載内容が契約の内容になることを、例えば、「甲は乙に対し、別紙「〇〇仕様書」、「〇〇設計図」及び「〇〇説明書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と簡潔に記載し、それらの設計図書を契約書の一体文書として綴り、通しの頁番号を記載する方法
- (2) 設計図書に表紙を付けて、その表紙に、例えば「〇〇工事契約書の設計図書の合意書」等と題名を記載し、その設計図書が当該工事契約書の設計図書であることを確認した旨の記述をし、作成日付も記載して、当事者がそれぞれ記名押印して設計図書も契約書として作成し、他方、当該工事契約書には、例えば「甲は乙に対し、〇年〇月〇日付けにて甲と乙が作成した「〇〇工事契約書の設計図書の合意書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と記載する方法

第2 総合評価

総合評価一般競争入札は、法令上、自治令167条の10の2第1項又は第2項の要件に該当する事由があると認めることができるときに、これを選択することができる」とされている。

そのため、総合評価一般競争入札を選択するときは、先ず、この自治令が定める要件の具備につき検討する必要がある。

しかしながら、本件総合評価方式の選択については、「予定価格5千万円以上(税込み)の工事について、適用することを原則とする。」と規定する総合評価方式ガイドラインを適用して行われており、自治令の上記要件具備は、十分な調査、検討をされているとは言い難く、執行伺い等の書面にも、どのような理由で自治令の要件を充足するのかについて、何らの記載もなされていない。

担当課は、一般競争入札において総合評価方式を適用するには、自治令が定める適用要件の具備を調査し、検討すべきである。また、検討内容及び結果を後日確認できるようにするため、その手続につき書面を作成すべきである。

第3款 意見

第1 入札参加資格

本契約の相手方を選定するに当たり、一般競争入札が実施されている。県は入札参加者数を20者以上と見込んでいたが、実際に入札に参加したのは2者であり、県の見込みを大きく下回った。この点、一般的にも、入札参加者が2者では、一般競争入札の利点である競争原理が十分に機能しているとは言い難い。

そこで、県は、本契約の入札参加資格要件（例えば、地域要件や施工実績等）が妥当であったのかを検証し、今後類似の契約の一般競争入札を実施する際は、必要に応じて入札参加資格を緩和するなどの措置をとることが望ましい。

第3節 海岸基盤整備（復興）工事（目那川樋管ゲート製作据付工）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、旭市飯岡地区を流れる普通河川目那川の開口部からの津波遡上を防止する施設として、樋管ゲートを製作・据付する工事の請負契約である。

2 契約の目的

旭市飯岡地区では、東日本大震災の際、川を逆流した津波が市街地に流れ込み、大きな浸水被害を被った。

そこで、旭市飯岡地区を流れる普通河川目那川の開口部からの津波遡上を防止するため、樋管ゲートを製作・据付する工事を行うこととなった。

3 契約の変更

- (1) 本件工事は、当初の契約では工期を平成29年11月11日から平成30年3月25日までとされていたが、その後、2度の工期の変更がなされている。
- (2) 1度目は、平成30年3月22日に建設工事請負変更契約書が締結され、工期が平成30年8月31日までと変更されており、工期の変更理由については、「保安林解除にあたり、農林水産省との協議調整に不測の日数を要しているため」とされている。
- (3) 2度目は、平成30年8月21日に建設工事請負変更契約書が締結され、工期が平成31年3月25日と変更されており、工期の変更理由については、「樋管本体工の遅れにより、現場着工ができなかったため」とされている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方式は、総合評価一般競争入札である。

2 入札保証金

入札保証金は、財務規則107条1項2号に基づき免除されている。

3 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格として定められたものは以下のとおりである。

- (1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者のうち、鋼構造物工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から本工事の開札の時までの間、受けていない者。
- (2) 資格者名簿における鋼構造物工事の格付がA等級である者。
- (3) 一級土木施工管理技士又は、これと同等以上の資格（建設業法15条2号イに該当する資格）を有する者で監理技術者資格証を有する者を本工事に専任で配置できる者。ただし、工場製作のみが行われている期間は専任を要しない。
- (4) 過去15年間に本工事と同種工事（樋門扉又は樋管扉の製作据付工事）を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）で施工した実績のある者。ただし、千葉県経常建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員に当該実績がある者。
- (5) 本工事に係る設計業務の受託者又は、当該受託者と資本若しくは、人事面において関連がある者でないこと。

4 入札者の人数

- (1) 入札者の人数は1者のみである。
- (2) 本節の工事の工種は鋼構造物工事であり、その入札参加資格者名簿に登録されている者の人数は、A等級が247者、B等級が83者、C等級が135者である。

5 相手方

相手方は香川県に本社を有し、河川工事一式、各種転倒堰・昇降樋門その他鋼構造物の設計、製作、販売、施工等を主な業とする株式会社である。

6 下請負

下請けはない。

第3 契約金額

1 代金額

代金額は1億7496万円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は1億8301万6800円（税込）である。

3 落札率

落札率は95.60%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

(1) 本節の契約書（以下「建設工事請負契約書」という。）の書式は、昭和25年2月21日中央建設審議会決定の公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）に従って作成されている。契約の概要が箇条書きされ、発注者と受注者が記名押印した建設工事請負契約書に、59条もの条項が記載された約款がつづられ、表紙と裏表紙を付けて冊子とし、表紙と裏表紙を貼り合わせた部分に割印が押されている。

(2) 工事の内容を記載した仕様書や設計図等の設計図書は、契約書とは別の書面になっている。約款の1条に、「発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ）を履行しなければならない。」と記載されているが、設計図書が何か、題名等で特定することができる記載はない。

2 契約書の記載内容

約款には、59条が定められている。建設工事であればどのような契約にも使えるものとして作成されているが、本件契約では中間前払金の定めはないことから、中間前払金を規定する35条の一部が抹消されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、1749万6000円である。

ただし、契約の相手方は、入札保証金の納付に代えて、契約書4条1項3号に基づき、保証事業会社の保証書を県に差し入れている。

2 履行の確認及び監督

(1) 検査調書及び工事成績評定表

本件工事は平成29年11月11日に着工しているが、前述の2度にわたる工期変更契約締結を経たことから、平成31年3月25日完成予定とされており、監査終了までに工事は完成していない。

(2) 監督及び確認の方法

工事の監督については、定期的に工事打合せを行うなどして進捗状況や問題点の確認がなされるとともに、工事打合せ簿が作成されるなどして、適切に行われている。

第6 契約事務の進行

平成29年	8月	3日	本件工事について執行伺いを起案
	9月	1日	同決裁
	9月	15日	一般競争入札実施について執行伺いを起案・同決裁 一般競争入札の公告を実施
11月	8日		開札期日において、相手方が落札 契約締結に関する執行伺い起案
11月	10日		同決裁・建設工事請負契約書締結
11月	13日		相手方より着工届が提出（着工日は11月11日） され、受領
12月	12日		前払金6998万円についての支出伝票を起票
12月	22日		前払金6998万円を支払い
平成30年	3月	19日	工期変更（1度目）についての執行伺いを起案
	3月	22日	同決裁・建設工事請負変更契約書を締結
	8月	17日	工期変更（2度目）についての執行伺いを起案
	8月	21日	同決裁・建設工事請負変更契約書を締結

第2款 指摘

第1 契約書

- 1 契約書に、59条の条項が記載された約款が綴られているが、この約款に定めた条項が本節の契約の内容となることは、「別添の条項によって」と記載されるに止まり、「別添の条項」が何かを特定する記載はなされていない。また、工事の具体的内容を定める設計図書については、「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ）」と記載されるに止まり、別冊の図面等の名称等で特定する記載も何らなされていない。
- 2 そこで、建設工事請負契約書1ページ記載の「別添えの条項」及び条項1条1項の「設計図書」について、契約書の内容から一義的に特定できるよう契約書の書式を改定すべきである。

その例として、以下の二つの方法が考えられる。

- (1) それぞれ標題を記載し、契約書の条項に、それらの標題が記載された設計図書の記載内容が契約の内容になることを、例えば、「甲は乙に対し、別紙「〇〇仕様

書」、「〇〇設計図」及び「〇〇説明書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と簡潔に記載し、それらの設計図書を契約書の一体文書として綴り、通しの頁番号を記載する方法。

- (2) 設計図書に表紙を付けて、その表紙に、例えば「海岸基盤整備（復興）工事（目那川樋管ゲート製作据付工）工事契約書の設計図書の合意書」等と題名を記載し、その設計図書が当該工事契約書の設計図書であることを確認した旨の記述をし、作成日付も記載して、当事者がそれぞれ記名押印して設計図書も契約書として作成し、他方、当該工事契約書には、例えば「甲は乙に対し、〇年〇月〇日付けにて甲と乙が作成した「海岸基盤整備（復興）工事（目那川樋管ゲート製作据付工）工事契約書の設計図書の合意書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と記載する方法。

第2 総合評価

総合評価一般競争入札は、法令上、自治令167条の10の2第1項又は第2項の要件に該当する事由があると認めるときに、これを選択することができる」とされている。

そのため、総合評価競争入札を選択するときは、まず、この自治令が定める要件の具備につき検討する必要がある。

しかしながら、本件総合評価方式の選択については、「予定価格5千万円以上(税込み)の工事について、適用することを原則とする。」と規定する総合評価方式ガイドラインを適用して行われており、自治令の上記要件具備は、十分な調査、検討をされているとは言い難く、執行伺い等の書面にも、どのような理由で自治令の要件を充足するのかについて、何らの記載もなされていない。

担当課は、一般競争入札において総合評価方式を適用するには、自治令が定める適用要件の具備を調査し、検討すべきである。また、検討内容及び結果を後日確認できるようにするため、その手続につき書面を作成すべきである。

第3款 意見

第1 入札参加者の人数

本件工事は、予定価格が1億8000万円を超える工事であり、一般競争入札の方式を採用し、20社以上の入札数を見込んでいたが、最終的な入札者数は1者にとどまっている。

本件は比較的大型の工事といえるが、入札者の人数が少なく、公平な競争が確保されていないおそれがあるにもかかわらず、入札者が少なかった原因について何らの調査がなされていない。担当課は、今後の発注業務の適正化の観点からも、

入札者数が少なかった原因について、入札参加資格の妥当性の検証も含めた調査等を行うことが望ましい。

第2 契約の変更—入札実施時期

- 1 本件工事においては、工期の変更がなされている。
- 2 1度目の工期変更理由について担当課は、「千葉県農林水産部が管理する保安区域内に、海岸保全施設である千葉県県土整備部管理の樋管を造るため、保安林解除が必要となった。また、保安林の解除面積を決めるために、図面上での面積ではなく、現況の実測面積が必要だったが、保安林境界が未確定の箇所があり、境界の確定に時間を要した。」と説明している。
- 3 確かに、工事の実施に当たり、不測の事態が生じることはありうることであるが、本件において、施工の際に保安林の解除が必要だと判明したのは、入札実施前の平成29年2月であり、その時点から保安林解除に向けての協議がなされていたとのことである。
- 4 とするならば、入札を実施した平成29年8月の時点で、保安林解除に向けた困難性は判明していたと考えられ、入札実施時期を遅らせるなどすれば、工期の変更は避けられたように思える。
- 5 工期の変更は、受注業者にも人手の確保時期などの調整を強いる結果となることから、誰にとってもできる限り避けられた方がベターであり、担当課は、工期の変更をできる限り避けるように入札実施時期の判断を行うことが望ましい。

第4節 県単運動公園周辺地区整備工事（2号調整池排水設備）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

- 1 契約の種類
本件は、運動公園周辺地区の区画整理事業進捗に伴う雨水流出増に対処するため、調整池の排水設備を設置する工事請負契約である。
- 2 契約の目的
流山市の総合運動公園を中心とする運動公園周辺地区では、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に基づき、つくばエクスプレス（常磐新線）整備と合わせて施行されている一体型土地区画整理事業により良好な居住環境を形成し、維持する都市基盤整備が行われており、土地区画整理事業は千葉県が実施している。

この運動公園周辺地区の区画整理事業の進捗に伴い、雨水流出が増加したことから、これに対処するための工事を行うことになったものである。

3 契約の変更

(1) 工期の変更

ア 本件工事においては、2度の工期の変更契約がなされている。

イ 当初の契約では工期は平成29年10月3日から平成30年3月23日までとされていたが、平成30年3月23日に建設工事請負変更契約書が締結され、工期が平成30年8月31日までと変更されている。

また、平成30年8月30日に建設工事請負変更契約書が締結され、工期は、平成30年10月19日までとされている。

ウ なお、工期の変更理由については、いずれも「配置予定箇所の別途躯体築造工事が遅れており、着手可能時期の再検討が必要となったため。」とされている。

(2) 契約金額の変更（増額）

本件工事の契約金額は、当初の契約では4989万6000円（税込）とされていたが、平成30年8月30日に建設工事請負変更契約書が締結され6116万6880円（税込）に増額となっている。なお、増額理由については、「工事用道路として別途工事で設置した敷鉄板を引継ぎ利用することとなったため、敷鉄板賃料、撤去運搬費を新規計上する。また、施工に際し地下水位低下工を継続して行う必要があるため、ディープウェルの運転管理、機械損料を新規計上する。」とされている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方式は、総合評価一般競争入札である。

2 入札保証金

入札保証金は、財務規則107条1項2号に基づき免除されている。

3 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格として定められたものは以下のとおりである。

- (1) 入札参加者は、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、機械器具設置工事について建設業許可を受け、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から当該工事の開札の時までの間、受けていない者。
- (2) 資格者名簿における機械器具設置工事の格付けがA等級である者。
- (3) 千葉県内に本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所がある者。
- (4) 機械器具設置工事における建設業法15条2号のイ又はロに該当する資格を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できる者。ただし、機器等の工場製作のみの期間は、専任を要しない。

- (5) 過去15年間（平成14年4月1日から平成29年8月4日まで）に、排水ポンプの製作据付工事を元請として施工した実績のある者。ただし、千葉県経常建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）にあっては、いずれかの構成員に当該実績がある者。
- (6) 当該工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者。

4 入札者の人数

- (1) 入札者は2者であるが、内1者は予定価格を超える入札価格で入札したため失格しており、残る1者が落札している。
- (2) 本節の工事の工種は機械器具設置工事であるが、その入札参加資格者名簿に登録されている者の人数はA等級が304者、B等級が93者、C等級が63者である。

5 相手方

契約の相手方は東京都内に本社を有し、ポンプ施設、上下水道水処理施設、農村集落排水施設等の販売・計画・設計・施工・保守・管理等を主な業とする株式会社である。

6 下請負

下請けは、一次下請けが2者、二次下請けが1者となっている。

第3 契約金額

1 代金額

代金額は4989万6000円（税込）である。

但し、前述のように契約金額が変更となったことから、最終的には6116万6880円（税込）となっている。

2 予定価格

予定価格は5153万7600円（税込）である。

3 落札率

落札率は97%であった。

第4 契約書

1 契約書の書式

- (1) 本節の契約書（以下「建設工事請負契約書」という。）の書式は、昭和25年2月21日中央建設審議会決定の公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）に従って作成されている。契約の概要が箇条書きされ、発注者と受注者が記名押印した建設工事請負契約書に、59条もの条項が記載された約款がつづら

れ、表紙と裏表紙を付けて冊子とし、表紙と裏表紙を貼り合わせた部分に割印が押されている。

- (2) 工事の内容を記載した仕様書や設計図等の設計図書は、契約書とは別の書面になっている。約款の1条に、「発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ）を履行しなければならない。」と記載されているが、設計図書が何か、題名等で特定することができる記載はない。

2 契約書の記載内容

約款には、59条が定められている。建設工事であればどのような契約にも使えるものとして作成されているが、本件契約では中間前払金及び債務負担行為に係る契約の特則の定めはないことから、中間前払金を規定する35条3項、4項及び債務負担行為に係る契約の特則に関する40条ないし42条が抹消されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約の相手方が、契約書4条1項5号に基づいて履行保証保険契約を締結し、保険証券を県に寄託したことから同4条2項により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書及び工事成績評定書

本件工事は平成29年10月3日に着工し、前述のように二度の工期の変更を経た後、平成30年10月9日に工事が完成し、同日付工事完成報告書が相手方から県に提出されている。

県はこれを受けて同月11日に完成検査を実施し、工事成績評定表の項目に基づいて検査を行った上で、同月12日付け工事検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

工事の監督については、定期的に工事打合せがなされており、その結果についての工事打合簿も毎回作成されている。

履行の確認は、項目別評定点の一覧表や施工プロセスのチェックリストなどを用いて、細かくチェックされている。

第6 契約事務の進行

平成29年 7月24日 一般競争入札実施について執行伺いを起案

平成29年	7月25日	入札参加資格委員会（流山区画整理事務所部会）開催。一般競争入札参加資格要件を設定
	7月29日	一般競争入札実施についての執行伺い決裁
	8月4日	一般競争入札の公告を実施
	9月5日	入札参加資格委員会（流山区画整理事務所部会）開催。入札参加資格の確認を求めてきた業者2者について、入札参加資格の確認を行う。
	9月27日	開札期日において相手方が落札者に決定 契約締結に関する執行伺い起案
	10月2日	同決裁・建設工事請負契約書締結
	10月3日	相手方より、着工届が提出され受領
平成30年	3月23日	工期変更についての執行伺いを起案 同決裁・建設工事請負変更契約書を締結
	8月30日	工期変更及び請負工事代金変更についての執行伺いを起案・同決裁。建設工事請負変更契約書を締結
	10月9日	相手方より工事完成・工事完成通知書が提出され、受領
	10月11日	工事検査実施（10月12日付けで工事検査調書作成）
	10月31日	相手方からの請求書の提出を受け、支出伝票起票・同決裁
	11月9日	請負代金支払

第2款 指摘

第1 契約書

- 1 契約書に、59条の条項が記載された約款が綴られているが、この約款に定めた条項が本節の契約の内容となることは、「別添の条項によって」と記載されるに止まり、「別添の条項」が何かを特定する記載はなされていない。また、工事の具体的内容を定める設計図書については、「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ）」と記載されるに止まり、別冊の図面等の名称等で特定する記載も何らなされていない。
- 2 そこで、建設工事請負契約書1ページ記載の「別添えの条項」及び条項1条1項の「設計図書」について、契約書の内容から一義的に特定できるように契約書の書式を改定すべきである。

その例として、以下の二つの方法が考えられる。

- (1) それぞれ標題を記載し、契約書の条項に、それらの標題が記載された設計図書の記載内容が契約の内容になることを、例えば、「甲は乙に対し、別紙「〇〇仕様書」、「〇〇設計図」及び「〇〇説明書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と簡潔に記載し、それらの設計図書を契約書の一体文書として綴り、通しの頁番号を記載する方法
- (2) 設計図書に表紙を付けて、その表紙に、例えば「県単運動公園周辺地区整備工事（2号調整池排水設備）工事契約書の設計図書の合意書」等と題名を記載し、その設計図書が当該工事契約書の設計図書であることを確認した旨の記述をし、作成日付も記載して、当事者がそれぞれ記名押印して設計図書も契約書として作成し、他方、当該工事契約書には、例えば「甲は乙に対し、〇年〇月〇日付けにて甲と乙が作成した「県単運動公園周辺地区整備工事（2号調整池排水設備）工事契約書の設計図書の合意書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と記載する方法

第2 総合評価

総合評価一般競争入札は、法令上、自治令167条の10の2第1項又は第2項の要件に該当する事由があると認めるときに、これを選択することができるかとされている。

そのため、総合評価競争入札を選択するときは、まず、この自治令が定める要件の具備につき検討する必要がある。

しかしながら、本件総合評価方式の選択については、「予定価格5千万円以上(税込み)の工事について、適用することを原則とする。」と規定する総合評価方式ガイドラインを適用して行われており、自治令の上記要件具備は、十分な調査、検討をされているとは言い難く、執行伺い等の書面にも、どのような理由で自治令の要件を充足するのかについて、何らの記載もなされていない。

担当課は、一般競争入札において総合評価方式を適用するには、自治令が定める適用要件の具備を調査し、検討すべきである。また、検討内容及び結果を後日確認できるようにするため、その手続につき書面を作成すべきである。

第3款 意見

第1 入札参加者の人数

本件については、入札参加者数を20者程度と見込んで総合評価方式（特別簡易型）による競争入札を行ったものの、入札者数は予想を大きく下回り、わずか2者にとどまっている。

担当課は、入札参加者が低調であった原因について特段調査等を行っていない

が、いうまでもなく、入札方式を採用するのは競争原理を働かせるためであり、そのためには一定程度の入札者数を確保する必要がある。

担当課は、入札者数が低調であった場合には、入札参加資格の妥当性の検証も含め、その原因を調査するなどして入札者数の確保を図ることが望ましい。

第5節 社会資本整備総合交付金工事（坂本・工事中用進入路工）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、道路を建設するための大規模な補強盛土工や切土工を行うにあたり、資材や建設機械を搬入する栈橋や工事中用進入路を施工する請負契約である。

2 契約の目的

市原天津小湊線・鴨川市天津地先については、急峻な地形のため屈曲部が多く、線形も不良であり、また、道路幅員も狭小であることから、新たにループ橋等を建設し、一部区間のバイパス工事を進めているところである。

工事内容は、栈橋の48m延長工事および工事中用道路の101m延長工事である。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方式は、総合評価一般競争入札である。

2 入札保証金

入札保証金は免除されている（財務規則107条1項2号）。

3 入札参加資格

入札参加資格要件

(1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下、「資格者名簿」という）に記載されている者のうち、とび・土工・コンクリート工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から本工事の開札の時までの間、受けていない者。

(2) 下記の工事を受注しているものは、参加することができない。

平成28年度「社会資本整備総合交付金・県単道路改良（幹線）工事（坂本・工事中用道路工）

(3) 資格者名簿におけるとび・土工・コンクリート工事の格付がA等級である者。

- (4) 県内に本店のある者
- (5) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格（建設業法15第2号イに該当する資格）を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できる者。
- (6) 過去15年間（平成14年4月1日から平成29年10月27日）に、本工事と同種工事（既製杭工事（H形鋼杭を含む））を元請として施工した実績のある者。ただし、千葉県経常建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された経常建設共同企業体（以下「経常JV」という）にあっては、いずれかの構成員に当該実績がある者。
- (7) 経常JVで参加した場合には、その構成員は参加することができない。
- (8) 本工事にかかる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

4 入札者の人数

入札者は2者である。うち予定価格を超過したものは1者である。

本節の公共工事の工種は、とび・土木・コンクリート工事であり、その入札参加資格者名簿に登録されている者の人数は、Aランクが527名、Bランクが388名、Cランクが518名である。

5 相手方

落札者は、土木建築工事の請負等を業とする資本金2000万円の千葉県内の株式会社である。

6 下請負

伐木・除根、足場工組立解体、支持杭設置の下請負がある。

第3 契約金額

1 代金額

契約価格は2億8728万円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は2億8834万9200円（税込）である。

3 落札率

落札率は99.63%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書は表題部及び59条の約款からなる。

その他に、総括情報表・工事数量総括表・特記仕様書・施工条件の明示・図面

各種（全54葉 作成者 千葉県安房土木事務所）が合綴されている。

2 契約書の記載内容

契約の内容は以下のとおりである。

工事場所：主要地方道市原天津小湊線 鴨川市天津

工期：平成29年12月19日～平成31年3月3日

契約保証金：2872万8000円

解体工事に要する費用等：

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）
13条1項に基づく解体工事の費用等の記載については、別添様式3のとおりとする。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は2872万8000円である。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書及び工事成績評定表

検査調書及び工事成績評定表が作成されている。

(2) 監督及び確認の方法

本件工事は平成29年12月19日に着工し、平成30年1月23日に前払金を支払い、同11月12日にさらに前払金を支払っている。

工事完成通知が相手方から県に提出されると、県はこれを受けて完成検査を実施し、検査結果を相手方に通知した上で、代金を支払う。

第6 契約事務の進行

平成29年11月22日 入札参加資格委員会県土整備部会会議結果

11月30日 千葉県建設工事総合評価委員の意見聴取

12月13日 開札

1 落札者 2億6600万円

2 A社 2億6900万円 →予定価格超過

12月13日 契約の保証に関する指示

12月18日 中間金前払と部分払の選択に関する届出

12月18日 課税事業者届出

12月18日 建設業退職金共済証紙購入状況報告

12月18日 支出負担行為伝票

支出負担行為額 1億円 （平成29年）

	1億8728万円	(平成30年)
平成29年12月18日	建設工事請負契約	
12月18日	監督職員選任通知	
12月19日	主任技術者等選任通知	
12月19日	工程表提出	
12月19日	着工	
平成30年1月10日	支出伝票 前払金	4444万円
4月1日	支出負担行為伝票	5556万円
4月1日	監督職員選任変更通知	
10月30日	前払金請求	7046万円
10月30日	支払伝票	

第2款 指摘

第1 総合評価

総合評価の指摘の内容は、第1節と同じである。すなわち、

- (1) 総合評価方式を選択する場合は、自治令が定める適用要件の具備を調査し、検討すべきである。これを妨げている総合評価ガイドラインの千葉県総合評価方式の実施方針、即ち、「予定価格5000万円以上（税込み）の工事について総合評価方式を原則として適用する」との規定は、これを廃止すべきである。そして、総合評価方式実施要領2条(1)から(4)も、自治令の趣旨に沿っているとは言い難いところがあるため、改正すべきである。
- (2) 法令を遵守するため、総合評価項目を改定し、下請負に施工させることを常態とし、あるいは二次、三次、四次の下請負に施工させる業者、労働条件が劣悪な業者、眼に見えないところで手抜きをする業者、公正な競争に疑いが生ずる同一業者の反復受注ができないような評価項目を定めるべきである。
- (3) 総合評価項目に不祥事が生じたときは、工事成績評定において、厳しく減点し、債務不履行の有無を検討すべきである。
- (4) 本節の工事は、総合評価方式が適用されていることから、自治令7条1項、2項が公表事項と定める事項を全て公表すべきである。

第3款 意見

第1 入札参加資格

一般競争入札であるが、入札者が2者しかおらず、多くの参加者から業者を選定する一般競争入札の趣旨が実現されていない。入札参加資格などを再検討し、入札者の増加及び入札の活性化ができないか検討するのが望ましい。

第6節 公共運動公園周辺地区整備工事（46-1街区外粗造成）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、流山都市計画運動公園周辺地区の宅地造成工事（敷地造成工、除草・伐採工、構造物撤去工及び仮設工等）に係る請負契約である。

2 契約の目的

県は、平成10年度から平成34年度までを施行期間として、首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス・流山セントラルパーク駅を中心とした約232ヘクタールの地域を対象とする土地区画整理事業を実施している。本契約は、同区画整理事業の一環として行われた宅地造成工事である。本契約は、国の社会資本整備総合交付金（平成22年度に創設された国土交通省所管の地方公共団体向け補助金）の対象とされており、契約代金は同交付金から支出される。

3 契約の変更

本契約の当初の工期は、平成29年9月2日から平成30年1月19日までだったが、後に述べるとおり、工期は計4回延長されている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

事後審査型の一般競争入札である。

2 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

3 入札参加資格

本工事は、湧水が多い地域を対象としており、既存水路の切回しや冠水対策に高度な技術が求められることから、同種工事の経験と高度な技術力を有する業者を選定する目的で、以下の資格要件が定められている。

- (1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者のうち、土木一式工事について建設業許可を受け、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から当該工事の開札の時までの間、受けていない者。
- (2) 公共運動公園周辺地区整備工事（58街区外粗造成）を受注していない者。
- (3) 資格者名簿における土木一式工事の格付けがA等級である者。
- (4) 東葛飾土木事務所管内、及び柏土木事務所管内に本店がある者。
- (5) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上（建設業法15条2号イに該当する

資格)の資格を有する者を専任で配置できる者。

- (6) 過去15年間に本工事と同種工事(土地造成工)を元請けとして施工した実績がある者。
- (7) 当該工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

4 入札者の人数

入札者の人数は、3者である。

本節の公共工事の工種は土木一式工事であり、その資格者名簿に登載されている者の人数はAランクが364名、Bランクが672名、Cランクが413名、Dランクが645名である。

5 相手方

相手方は、松戸市に本店を置く資本金3000万円の株式会社であり、廃棄物収集運搬、各種清掃のほか、土木・管工事等を事業内容としている。

6 下請負

相手方は、下請業者として、掘削・盛土工事につき1者、交通誘導業務につき1者をそれぞれ選定している。なお、県は、相手方に対し、施工体制台帳及び施工体系図の提出を義務付けている。

第3 契約金額

1 代金額

代金額は、3812万4000円(消費税込み)である。

2 予定価格

予定価格は、4013万2800円(消費税込み)である。当該予定価格は、県作成の土木請負工事費の積算基準に基づき、取引の実例価格を算定して決定されている。

3 落札率

落札率は、95%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として、全59条の約款及び全23条の特記仕様書が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書には、工事名、工事場所、工期、請負代金額、契約保証金及び解体工事に要する費用等に関する定めがある。約款には、総則規定、受注者の義務に関する

る規定、下請負人に関する規定、工期に関する規定、請負代金に関する規定、損害賠償に関する規定、解除に関する規定等が設けられている。特記仕様書には、材料の種類や施工条件等について詳細が定められている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、381万2400円である。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

本工事は、工期が延長され、平成29年度及び平成30年度中には完成しなかったため、同年度中に検査は行われず、検査調書は作成されていない。

(2) 監督及び確認の方法

県は、相手方による着工後、適宜相手方との間で打合せを行い、打合せ簿を作成している。また、県は、相手方から施工計画書の提出を受けるなどして、工事内容を確認し、履行状況を監督している。

第6 契約事務の進行

平成29年 9月 1日 契約締結 前払金請求書（請求額1520万円）を受理

9月 2日 着工届を受理

9月14日 前払金を支払

平成30年 1月17日 1回目の工期変更（平成30年1月19日から同年3月23日まで延長） 46-1街区の盛土工を行うに当たり、西平井鱒ヶ崎地区区画整理事務所の地区内で発生する土砂を受け入れていたが、天候不良等により、上記事務所からの土砂搬出に遅れが生じ、その影響により本工事の盛土工にも遅れが生じたことを理由とする。

3月23日 2回目の工期変更（平成30年3月23日から同年6月29日まで延長） 工区周辺の地権者との交渉が進み、事業完了に向け、未整備箇所の整備を早期に完了させるために、新たに工事を追加したことを理由とする。

6月28日 3回目の工期変更（平成30年6月29日から同年9月28日まで延長） 変更の理由は2回目の変更

と同様。

平成30年 9月28日 4回目の工期変更（平成30年9月28日から同年10月31日まで延長）現場熱中症対策のため、作業時間短縮及び関連工事との工程調整などにより、実施工程の遅れが生じたことを理由とする。

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

第1 入札参加資格

本契約の相手方を選定するに当たり、事後審査型の一般競争入札が実施されている。県は入札参加者数を20者以上と見込んでいたが、実際に入札に参加したのは3者であり、県の見込みを大きく下回った。この点、一般的に、入札参加者が3者では一般競争入札の利点である競争原理が十分に機能しているとは言い難い。

そこで、県は、本契約の入札参加資格要件（例えば、地域要件や施工実績等）が妥当であったのかを検証し、今後類似の契約の一般競争入札を実施する際は、必要に応じて入札参加資格を緩和するなどの措置をとることが望ましい。

第2章 指名競争入札

第7節 中庁舎第2電気室空調設備更新工事

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、千葉県庁中庁舎内において劣化が認められる空調設備を新調するために空調設備機器を購入した上で、相手方が設置等する売買契約と請負契約の混合契約である。

2 契約の目的

県庁中庁舎内の経年劣化した空調設備機器を更新し、庁舎内の空調機能の維持を図る目的でなされものである。対象となる施設は、千葉市中央区市場町1番1号所在の千葉県庁中庁舎である。

3 契約の変更

契約変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方式は、指名競争入札である。県が、本節の契約方法として、指名競争入札を選択した法的根拠は、自治令167条1号である。

2 契約方法の選択理由

千葉県では、年間の工事発注額や発注件数の実績から、入札、契約に要する受注者、発注者双方の時間やコストの事務負担等を勘案し、5千万円以上の工事は一般競争入札総合評価方式で発注しているところであるが、5千万円未満の比較的規模の小さい工事については地域の建設業の発展などを図るため、指名業者選定基準に基づき指名業者選定審査会で決定した指名業者による競争入札によっている。

また、本節の契約における工事は確実な履行、品質の確保の必要があるが、比較的低廉な工事においては、不信用、不誠実な業者が参加しやすいという性質上、自治令167条1号の規定により指名競争入札とした。

3 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

4 入札者の人数

3者である。指名者数は9者であったが、内3者が辞退、3者が未入札であったため、結果として3者の入札となっている。

5 相手方

契約の相手方は、千葉市内に所在する有限会社である。

6 下請負

下請負は、3者存在している。

第3 契約金額

1 代金額

代金774万円、消費税61万9200円、合計835万9200円（税込）である。

2 予定価格

税込み928万8000円である。これは、県総務部管財課副主査が設計したものである。

3 落札率

90%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

「建設請負契約書」の名称で締結されている。

建設請負契約書は、契約条項が記載された「契約書」に、59条が記載される約款（ただし、一部不要な箇所については削除されている）、封筒内に仕様書、設計図などがともに綴られている。

2 契約書の記載内容

契約書には、工事名、工事場所、工期、請負代金額が記載され、その詳細は、59条が記載される約款に定められている。業務の内容については、同封された仕様書に基づくものとされている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金の免除の根拠は、財務規則99条2項1号である。同号は、「契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者として履行保証契約を締結したとき」、契約保証金を免除すると規定されている。

記録上、疎明資料として、公共工事履行保証証券が付されていた。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

相手方から、県に対して、平成30年3月23日、工事完成通知書が提出され、県は、相手方に対して、3月27日、工事検査結果通知書を交付している。工事検査結果通知書には、検査年月日、検査監の氏名、事業名、工事名、工事箇所等が記載されている。

(2) 監督及び確認の方法

業務完了時において、工事の完成を確認し、契約の概要が記載されている検査結果通知書を交付している。

また、工事成績評定表が平成30年3月27日付けで作成されている。工事成績評定表には、評定項目として、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会特性等が定められ、そして項目ごとに細別が定められ、その細別ごとに評定点が配点されている。これらの配点された細目別の点数を、監督員、主任監督員及び検査監（完成）の3名が担当して、配点とその合計点が記載されている。

第6 契約事務の進行

本節の契約に係る契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年 9月14日 工事内訳書を作成
設計者は千葉県総務部管財課副主査である。
9月15日 執行伺い
9月26日 決裁
10月19日 指名通知書送付
11月 8日 開札
11月 9日 中間金払と部分払の選択に係る届出書
11月14日 契約締結
11月15日 着手届
平成30年 3月23日 工事完成通知書
3月23日 工事完成報告書
3月27日 工事検査実施通知書
4月 9日 請求書の受領

第2款 指摘

第1 指名競争入札の選択

上述のとおり、本契約は、指名競争入札を経て締結されている。

県は、自治令167条1号をその根拠としている。

しかしながら、自治令167条1号は、「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないもの」であるときに指名競争入札に付することができる」とされている。

本件は、庁舎内の空調設備の工事であるが、指名競争入札として、入札者を限定した理由は、5000万円未満の比較的規模の小さい工事については地域の建設業の発展などを図るため、指名業者選定基準に基づき指名業者選定審査会で決定した指名業者による競争入札に付するという運用のためである。また、比較的低廉な工事においては、不信用、不誠実な業者が参加しやすいという性質があることもその理由とされている。しかしながら、係る理由づけについては、いずれも、その文言上、自治令167条1号が想定しているものとは言い難いし、不誠実な履行については、その契約保証金等で担保するというのが法の趣旨である。

したがって、一般競争入札に付するか否かについても検討されることが望ましい。

第3款 意見

第1 入札保証金の免除

1 提出を受けた資料上、入札保証金を免除とする根拠が不明であった。

すなわち、入札保証金を免除とできる場合は、「必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。」とされる。

しかしながら、これらの要件について検討された資料は不見当であった。そのため、係る入札保証金の免除の根拠となる資料を徴求することが望ましい。

2 提出を受けた資料上、入札保証金の免除の根拠規定として、財務規則107条1項2号があげられていた。

しかしながら、同条は、一般競争入札の規定であり、本件は、指名競争入札である。

指名競争入札の規定である財務規則114条が107条を準用していることから、結論としては同様の結果となることから、誤りとまではいえないが、一般競争入札の規定をそのまま根拠規定として記載することは不正確である。準用条文である、財務規則114条を明記し、「財務規則114条、107条1項」などと記載すべきである。

第8節 (仮称)旧ちばキャリアアップセンター大規模改修工事に係る家屋事前調査業務委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、(仮称)旧ちばキャリアアップセンター大規模改修工事に係る家屋事前調査の請負契約である。

2 契約の目的

未使用施設となっていた、(仮称)旧ちばキャリアアップセンターを合同庁舎として再利用するための、間取りの変更や内外装の改修、エレベーター設置、設備機器の更新等の大規模改修工事に伴い、施工場所に近接する家屋等に対して、工事による地盤変動等の影響を与えたかどうかを正確に判断する資料とするため、工事開始前に家屋等の状態の調査を行うものである。

(仮称)旧ちばキャリアアップセンターの建物の概要は以下のとおりである。

- ・建物の階数 4階
- ・床面積 2413.31㎡
- ・建築年月 昭和56年6月(築38年)

3 契約の変更

調査対象家屋の変更(調査辞退)により、契約金額が変更されている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

自治令167条1号の「その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき」である。

3 入札保証金

財務規則107条2項により免除されている。

4 入札者の人数

6者である。

入札参加資格は、「千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿」に登載されていることである。

①委託箇所である千葉市中央区内に本店が所在していること、②「千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿」の工種区分「補償コンサルタント業務」で電子登録していること、③「事業損失」を行うことの要件を満たす17者のうち、直近2年の年間平均実績高の上位6者を選定している。

5 相手方

調査・建設コンサルタント業務等を営む株式会社である。

6 下請負

なし。

第3 契約金額

1 代金額

当初の契約額は、本体価格430万円（税込464万4000円）である。契約変更後は、本体価格419万5000円（税込453万6000円）である。

2 予定価格

453万円（税込489万2400円）である。財務規則110条2項に基づき、物件調査等業務費積算基準によっている。

3 落札率

94.9%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として、業務委託仕様書が存在するが、両者が綴じられていなかった。

2 契約書の記載内容

契約書の条項は全27条である。

受託者の業務の具体的内容は、契約書別紙の業務委託仕様書に次のとおり定められている。

(1) 委託業務場所

千葉市中央区都町

(2) 調査対象家屋

千葉市中央区都町における戸建住宅等11棟

家屋権利者及び使用者の意向をふまえ、監督職員と協議の上、決定することとし、必要に応じて契約変更を行うものとする。

(3) 標準仕様書

「物件調査等業務標準仕様書」に基づいて、調査対象家屋の事前調査業務を行うものとする。

(4) 成果物

事前調査報告書2部及び原図、SDカード（デジタルカメラ対応改ざん防止メディア）、打合せ議事録1部

契約締結日は平成29年8月4日であり、履行期限は平成29年10月30日である。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

業務の履行後、県は検査をし、検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

検査の具体的方法及び評価項目等は、「委託業務成績評定表」に記載されており、専門的技術力、管理技術力、コミュニケーション力、取組姿勢、成果品の品質等である。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年8月4日 本契約が締結され、契約書が取り交わされた。

8月7日 相手方から「工程表」「着手届」が提出された。

10月27日 調査対象家屋の変更（調査辞退）を理由に変更契約が

- 締結され、業務委託料が11万3400円減額された。
- 平成29年10月30日 業務の履行が完了し、「業務完了報告書」が提出された。
- 11月 7日 県は履行を確認した旨の委託業務検査調書を作成した。
- 11月10日 相手方から「委託業務目的物引渡申出書」が提出され、
報告書一式が引き渡された。
- 相手方から請求書が提出された。
- 11月21日 支払がなされた（期限内）。

第2款 指摘

第1 契約書

業務委託契約書に業務委託仕様書が綴じ込まれていない。仕様書は契約の内容を構成するものであるから、契約書と一体として綴じ込むべきである。

第2 契約保証金の免除

県は、上述のとおり、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、受注者は過去2年間に千葉県と契約実績（平成27年度36件、平成28年度23件）があり、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたことからとするが、「契約を履行しないこととなるおそれがない」ことの具体的な検討がなされているとはいえない。

よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても具体的に調査を行うべきである。そして、財務規則99条2項3号の要件の具備につき、調査した結果を報告書にまとめ、資料を添付の上、記録に残すべきである。

第3款 意見

意見はない。

第9節 県単都市河川管理工事（逆井浄化施設設備補修工）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

一級河川利根川水系大津川の柏市逆井地先にある河川浄化（リン除去）施設の設備の機能向上のための補修工事の請負契約である。

2 契約の目的

河川浄化施設内の砂ろ過器2号および3号のろ過砂・エアリフトポンプ・メッ

シュプレート交換の作業である。

施工方法については、仮設段取り→器内水抜き→砂抜き作業→器内洗浄→エアリフト交換・砂入れ作業→水入れ作業→運転確認の順で行われる。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方式は、指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

- (1) 根拠法令は自治令167条1号である。当該工事の目的が河川浄化(リン除去)施設の設定補修であり、一般競争入札には適さないため「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき」にあたることによる。

(2) 指名業者選定基準

『千葉県建設工事指名業者選定基準』により基準の内容と理由は以下のとおりである。

指名業者の選定は、工事の種類及び発注金額に応じ、基準等級に格付けされた者の中から行うものとなっていることから、B等級に格付けされた者とする。

前項の規定により指名業者数の選定が困難であるときは、基準等級の直近上位または直近下位の等級に格付けされた者を指名することができることから、A等級の業者を入れる。

発注金額が指名しようとする者の当該工事の発注工種に係る年間平均完成工事高を超える場合は、当該指名しようとする者を指名することはできないものとなっている。

指名業者の数は、発注金額が1000万円未満は9者以上となっていることから、9者とする。

不誠実な行為の有無、当該工事に対する地理的条件、手持ち工事の状況、当該工事施工についての技術的適正などの留意事項を勘案する。

3 入札保証金

入札保証金は免除されている（財務規則107条1項2号）。

4 入札者の人数

入札者は6者である。

本節の公共工事の工種は、機械器具設置工事であり、その千葉県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者の人数は、Aランクが304名、Bランク

が93名、Cランクが63名である。

5 相手方

落札者は、千葉市内に支店をもつ機械器具設置工事・水道施設工事等の請負を業とする資本金1億8000万円、従業員数1406人の株式会社である。

6 下請負

産業廃棄物収集運搬・処理について下請負がなされている。

第3 契約金額

1 代金額

契約価格は842万4000円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は896万4000円（税込）である。

3 落札率

落札率は93.98%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書は表題部及び59条の約款からなる。

その他に、統括情報表・工事数量総括表・特記仕様書・施工条件の明示・図面各種（4葉）が合綴されている。

2 契約書の記載内容

契約の内容は以下のとおりである。

工事場所：一級河川利根川水系 大津川 柏市逆井

工期：平成29年8月5日～平成29年12月2日

契約保証金：免除（財務規則99条2項1号）

解体工事に要する費用等：

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）

13条1項に基づく解体工事の費用等の記載については、別添様式3のとおりとする。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は免除されている（財務規則99条2項1号）。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書及び工事成績評定表

検査調書及び工事成績評定表は作成されている。

(2) 監督及び確認の方法

本件工事は平成29年8月5日に着工し、同年12月2日に工事完成通知が相手方から県に提出されている。県はこれを受けて、同月13日に完成検査を実施し、同月14日に相手方に検査結果を通知した上で、平成30年1月22日付けで代金を支払っている。

第6 契約事務の進行

平成29年7月11日	工事執行伺い
7月12日	指名業者選定審査会
7月14日	指名通知
8月1日	入札
8月2日	開札
8月2日	契約の保証に関する指示
8月4日	中間前払金と部分払の選択に係る届出
8月4日	課税事業者届出
8月4日	支出負担行為 842万4000円
8月4日	建設工事請負契約
8月4日	監督職員選任通知
8月5日	主任技術者等選任通知
8月5日	着工
9月1日	建設業退職金共済証紙購入遅延報告
9月21日	建設業退職金共済証紙購入状況報告
12月2日	工事完成通知
12月5日	工事検査実施通知
12月14日	工事検査調
12月14日	工事検査結果通知
12月14日	工事認定通知
12月14日	工事目的物引渡申出
12月14日	請求
12月26日	支出伝票

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

意見はない。

第10節 海岸基盤整備（復興）工事（玉浦川樋管ゲート製作据付工）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、旭市飯岡地区を流れる普通河川玉浦川の開口部からの津波遡上を防止する施設として、樋管ゲートを製作・据付する工事の請負契約である。

2 契約の目的

旭市飯岡地区では、東日本大震災の際、川を逆流した津波が市街地に流れ込み、大きな浸水被害を被った。

そこで、旭市飯岡地区を流れる普通河川玉浦川の開口部からの津波遡上を防止するため、樋管ゲートを製作・据付する工事を行うこととなった。

3 契約の変更

契約の変更はない

第2 契約方法

1 契約方法の種類

指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

自治令167条1号に基づき指名競争入札としている。

3 入札保証金

財務規則107条1項に基づき、見積金額の100分の5以上の金額と設定している。

4 入札者の人数

(1) 入札者は4者である。

本件は、指名業者選定審査会（千葉県海匠土木事務所部会）において12者が指名されたものの、内5者が辞退、3者が未入札であった結果、入札をしたのは4者にとどまっている。

(2) 本節の工事の工種は鋼構造物工事であり、その入札参加資格者名簿に登録されている者の人数は、A等級が247者、B等級が83者、C等級が135者である。

5 相手方

相手方は、札幌市に本社を有する水門橋梁、鉄骨工事などを主な事業内容とす

る株式会社である。

6 下請負

ゲート設備・据付工、二次コンクリート、クレーンによる揚重、電気工事などに下請を使用している。

第3 契約金額

1 代金額

請負代金額は2883万6000円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は3205万4400円（税込）である。

3 落札率

落札率は89.96%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

(1) 本節の契約書（以下「建設工事請負契約書」という。）の書式は、昭和25年2月21日中央建設審議会決定の公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）に従って作成されている。契約の概要が箇条書きされ、発注者と受注者が記名押印した建設工事請負契約書に、59条もの条項が記載された約款がつづられ、表紙と裏表紙を付けて冊子とし、表紙と裏表紙を貼り合わせた部分に割印が押されている。

(2) 工事の内容を記載した仕様書や設計図等の設計図書は、契約書とは別の書面になっている。約款の1条に、「発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ）を履行しなければならない。」と記載されているが、設計図書が何か、題名等で特定することができる記載はない。

2 契約書の記載内容

約款には、59条が定められている。建設工事であればどのような契約にも使えるものとして作成されているが、本件契約では部分払の定めはないことから、部分払を規定する38条が抹消されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、288万3600円である。ただし、契約の相手方は、契約保証金の納付に代えて、契約書4条1項3号に基づき、金融機関の保証書を県に差し入れている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書及び工事成績評定表

本件工事は平成30年3月23日に完成し、同日付け工事完成報告書が相手方から県に提出されている。県はこれを受けて同月27日に完成検査を実施し、工事成績評定表の項目に基づいて検査を行った上で、同日付け工事検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

工事の監督については、工事管理業務日報が作成され、定期的に工事打合せがなされるなどして適切に行われている。

履行の確認は、項目別評定点の一覧表や施工プロセスのチェックリストなどを用いて、細かくチェックされている。

第6 契約事務の進行

平成29年	7月24日	指名競争入札実施について執行伺いを起案・同決裁
	7月25日	指名業者選定審査会（千葉県海匠土木事務所部会）開催
	7月26日	選定した12者に対して指名通知書を発信
	8月18日	開札期日において4者による入札の結果、相手方が落札 契約締結に関する執行伺い起案
	8月22日	同決裁・建設工事請負契約書締結
	8月23日	相手方より、着工届が提出され受領
平成30年	3月23日	相手方より工事完成・工事完成報告書が提出され受領
	3月27日	工事検査実施（工事検査調書作成）
	3月29日	相手方から請求書が提出され、受領 支出伝票起票・同決裁
	4月9日	請負代金支払い

第2款 指摘

第1 契約書

1 契約書に、59条の条項が記載された約款が綴られているが、この約款に定め

た条項が本節の契約の内容となることは、「別添の条項によって」と記載されるに止まり、「別添の条項」が何かを特定する記載はなされていない。また、工事の具体的内容を定める設計図書については、「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ）」と記載されるに止まり、別冊の図面等の名称等で特定する記載も何らなされていない。

2 そこで、建設工事請負契約書1ページ記載の「別添えの条項」及び条項1条1項の「設計図書」について、契約書の内容から一義的に特定できるよう契約書の書式を改定すべきである。

その例として、以下の二つの方法が考えられる。

- (1) それぞれ標題を記載し、契約書の条項に、それらの標題が記載された設計図書の記載内容が契約の内容になることを、例えば、「甲は乙に対し、別紙「〇〇仕様書」、「〇〇設計図」及び「〇〇説明書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と簡潔に記載し、それらの設計図書を契約書の一体文書として綴り、通しの頁番号を記載する方法。
- (2) 設計図書に表紙を付けて、その表紙に、例えば「海岸基盤整備（復興）工事（玉浦川樋管ゲート製作据付工）工事契約書の設計図書の合意書」等と題名を記載し、その設計図書が当該工事契約書の設計図書であることを確認した旨の記述をし、作成日付も記載して、当事者がそれぞれ記名押印して設計図書も契約書として作成し、他方、当該工事契約書には、例えば「甲は乙に対し、〇年〇月〇日付けにて甲と乙が作成した「海岸基盤整備（復興）工事（玉浦川樋管ゲート製作据付工）工事契約書の設計図書の合意書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と記載する方法。

第3款 意見

第1 入札者数の確保

本件工事においては、指名競争入札の方式が採用されており、指名業者選定審査会（千葉県海匠土木事務所部会）において、12者が指名されている。

しかしながら、その内5者が辞退届を提出し、3者が未入札であった結果、入札者は4者にとどまっている。なお、担当課は、入札者数が低調であった理由について調査を行っていないが、入札辞退を行った業者の内、1者が辞退理由を辞退届に記載しており、それによると「受注した場合に技術者を確保できない」とされている。

いうまでもなく、入札方式を採用するのは競争原理を働かせるためであり、そのためには一定程度の入札者数を確保する必要がある。

担当課は、入札者数が低調であった場合には、その原因を調査するなどして入

札者数の確保を図ることが望ましい。

第11節 県単金田西地区上水道配水管布設工事

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

配水管布設工事を行うという請負契約である。

2 契約の目的

県は、千葉県木更津市金田西地区において、平成10年10月に土地区画整理事業に着手しまちづくりを進めているところ、その一環として配水管布設工事を行うため相手方と請負契約を締結したという事案である。

3 契約の変更

契約後に、対象外の地権者との協議が整ったことから、今回の工事で施行するため、平成29年12月7日建築工事請負変更契約を締結した。

また、地権者との協議で別途工事である宅地造成工事を年度内に完成させる必要が発生したことから、当初予定していなかった水道管切り回し工事を追加することになり、平成30年2月20日再度変更契約を締結した。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

土地区画整理事業における配水管布設工事で土地区画整理事業の換地計画及び関係地権者への影響等により、緊急に完了する必要があるため、一般競争入札に付す期間の確保が困難のため、自治令167条1号に基づき、一般競争入札に適さないことから、指名競争入札を選択したとのことである。

3 入札保証金

自治令167条の13第1項及び財務規則107条1項2号により免除されている。

4 入札者の人数

本節の公共工事の工種は、管工事であり、その入札参加資格者名簿に登録されている者の人数は、A等級が641者、B等級が297者、C等級が364者である。入札者は11者である。

5 相手方

相手方の本店所在地は千葉県木更津市、事業目的は土木工事、管工事、塗装工

事、水道設備工事の請負である。

- 6 下請負
なし。

第3 契約金額

- 1 代金額

本体価格2437万7000円（税込2632万7160円）であったが、変更されて本体価格2627万7000円（税込2837万9160円）に、再度変更されて本体価格2815万8000円（税込3041万640円）となった。

- 2 予定価格

本体価格2566万円（税込2771万2800円）である。設計積算システムを用いて算定している。

- 3 落札率

95%である。

第4 契約書

- 1 契約の書式

契約書、約款、設計図書、特記仕様書、図面を一体化し綴じている。最初と最後の頁に割印している。

- 2 契約書の記載内容

契約書に添付されている約款は、千葉県建設・不動産課で作成している建設工事請負契約約款である。上記約款は公共工事標準請負約款に準拠するものである。下請負人の選定等を千葉県内に本店を有する者の中から選定する旨の努力義務など、公共工事標準請負約款には規定されていない県独自の条項がある。

第5 履行の監督及び確認

- 1 契約保証金

契約保証金は、263万2716円である。

- 2 履行の監督及び確認

- (1) 検査調書

作成されている。工事成績評定表が添付されており、項目に従って判断されている。

- (2) 監督及び確認の方法

工事履行報告者や現場立会いにて行っている。

第6 契約事務の進行

- 1 契約締結に至る事務の進行は以下のとおりである。

平成29年5月29日	予定価格の積算
5月30日	執行伺い
5月30日	予定価格の決定
6月1日	指名通知
6月20日	工事内訳書の確認
6月21日	開札 落札者決定
6月26日	契約保証の確認 契約書作成
6月26日	契約締結
6月26日	2632万7160円の支出負担行為伝票作成
6月27日	着工届受理
7月3日	1053万円の支出伝票起票
7月12日	1053万円の前払金の支払
10月18日	中間前払い金請求書が提出
10月19日	526万円の支出伝票起票
10月31日	526万円の中間前払金の支払
12月4日	建設工事請負契約約款20条に基づく変更及びそれに伴う工期、請負代金の変更に関する協議
12月7日	県土整備部木更津区画整理事務所管理移転課の担当者が、建設工事請負契約約款24条第1及び第25条1項に規定する協議が整ったとして決裁書類を作成
12月7日	施行
12月7日	建築工事請負変更契約書締結
12月7日	205万2000円の支出負担行為増額伝票起票
平成30年2月13日	建設工事請負契約約款20条に基づく変更及びそれに伴う工期、請負代金の変更に関する協議
2月20日	県土整備部木更津区画整理事務所管理移転課の担当者が、建設工事請負契約約款25条1項に規定する協議が整ったとして決裁書類を作成
2月20日	施行
2月20日	建設工事請負変更契約締結
2月20日	203万1480円の支出負担行為増額伝票
2月28日	工事完成届の受理
3月5日	工事の出来高検査

平成30年3月15日 1462万640円の支払伝票作成

4月 9日 1462万640円残代金の支払

第2款 指摘

第1 指名競争入札の選択

- 1 本件において、指名競争入札となった理由は、本件工事が土地区画整理事業の一環であるためとのことである。土地区画整理事業の場合、造成工事等を施工の上、土地所有者に「換地」として引き渡すところ、土地所有者には、引き渡しまでの間、家屋の移転、一時的な借家暮らし、仮設駐車場の利用等、生活に支障を来すため短時間で引き渡す必要があるとのことである。

そして、工事内容として①電柱等の支障物の移転及び移転後の粗造成②下水道の敷設工事③上水道及びガス管の敷設工事④道路築造及び舗装工事並びに宅地の造成工事をするところ、前段の工事で不測の事態が生じた場合、一般競争入札で早期に発注をして契約をしても、工事着工ができないおそれがあるため、指名競争入札としているとのことであった。

また、土地区画整理事業は、事業費捻出の為に早期に保留地を整備し売却を進める必要があるとのことである。

- 2 不測の事態とはいかなることを想定しているのかにもよるが、通常起こりえないことを前提としている以上、一般競争入札で契約しても、通常は問題なく工事に着工できるはずである。契約方法を選択する段階で、確率的に低い不測の事態まで考慮に入れる必要性は乏しい。

また土地所有者の生活への支障というが、実際に支障が生じるのは、工事に着工してからであり、一般競争入札か指名競争入札で、工事期間に違いはないはずである。

- 3 本件につき、指名競争入札以外の契約方法を検討したことはないとのことであった。

また担当する県土整備部木更津区画整理事務所では、県内あるいは他の地方自治体で同様の事例において指名競争入札を採用しているのかを把握しておらず、調査したことはないとのことである。

よって本節の契約は一般競争入札にすべきであったと思われる。今後は自治令167条1号の要件、即ち、当該契約の「性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。」につき、具体的かつ実質的に検討し、的確に判断すべきであり、疑問が残るときは一般競争入札とすべきである。

第3款 意見

第1 指名業者の選定方法

- 1 本件では、指名業者選定の留意事項として、当該工事に対する地理的条件の項目につき、本店所在地が君津土木事務所管轄内と定められている。

上記を設けた理由は、当初工事の規模及び施工場所に精通していることからとの説明があったが、後に建設業の健全な発展や担い手育成、地域経済の活性化の行政目的から君津土木事務所管内の業者から選定をすることを基本としているとの説明に変わった。

先の目的であれば本店が君津土木事務所管内である必要性は乏しいが、後述の目的であるならば、一定の合理性が認められる。ただし、地元優先は行き過ぎるとひいては癒着の温床となるので、注意するのが望ましい。

- 2 また本件工事は、水道本管及び各宅への供給管の敷設工事であり水道事業者は木更津市であったことからすると、木更津市が、水道法16条の2第1項に基づきその給水区域において、給水措置工事を適切に施工することができると認めたる者の指定をすることができたことを考慮する必要があるものといえる。よって、木更津市指定給水装置工事事業者であることを指名業者選定に当たっての留意事項とするのが望ましい。

第12節 県単河川総合開発工事（貯水池内堆積土砂掘削）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、県単河川総合開発工事（貯水池内堆積土砂掘削）の請負契約である。

2 契約の目的

二級河川養老川水系養老川から流入した貯水池（高滝湖）内の堆積土砂の除去をするものである。

3 契約の変更

掘削のための仮設道路の設置延長が増えたこと、また、掘削土の仮置場において大型土のう設置を行ったことにより、工事請負額が掘削量の減量による減額を増工による増額が上回ったため、代金額を変更している。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

当該工事の性質上、非出水期（11月1日～5月31日）の施工となるため、工期が限定されてしまうことから、一般競争入札には適さないため、かかる契約方式が採用された（自治令167条1号）。

3 入札保証金

財務規則107条2項により免除されている。

4 入札者の人数

本節の公共工事の工種は、土木一式工事である。

その入札参加資格者名簿に登録されている者の人数は、Aランクが364者、Bランクが672者、Cランクが413者、Dランクが645者である。

指名業者の選定は、「千葉県建設工事指名業者選定基準」に基づき行われている。指名業者12者、入札者10者である。

5 相手方

産業廃棄物処分等を事業内容とする株式会社であり、本店所在地は市原市である。資本金は1000万円であり、従業員数は約110人である。

6 下請負

掘削工1者である。

第3 契約金額

1 代金額

当初の契約額は、本体価格4480万円（税込4838万4000円）である。その後、掘削のための仮設道路の設置延長が増えたこと、また、掘削土の仮置場において大型土のう設置を行ったことにより、工事請負額が掘削量の減量による減額を増工による増額が上回ったため、平成30年3月20日に変更契約を締結し、代金額が本体価格93万8000円（税込101万3040円）増額し、本体価格4573万8000円（税込4939万7040円）となっている。

2 予定価格

4581万円（税込4947万4800円）である。財務規則110条2項に基づき、国土交通省土木工事積算基準書等に準拠して作られている「千葉県積算基準」により作成した設計書により算出している。設計書は目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう、施工条件、施工管理、安全管理等に留意し、工法歩掛及び単価などを調査し、千葉県積算基準を反映した土木積算システムに入力して予定価格を算出している。

予定価格については、財務規則109条の2及び同規則114条の規定により、平成15年3月26日に制定された「予定価格の事前公表に係る取扱要領」に基

づき、高滝ダム管理事務所で発注する入札に付する工事全てにおいて、平成15年度から事前公表（開示）を行っている。

3 落札率

97.8%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

建設工事請負契約書（全59条）のほか、特記仕様書が建設工事請負契約書と一体として綴じられている。

2 契約書の記載内容

受託者の業務の具体的内容は、特記仕様書及び工事工程表に次のとおり定められている。

- (1) 準備工 9月下旬～10月末
- (2) 仮設工・工事用道路工 11月
- (3) 掘削工 11月下旬～1月末
- (4) 堆積土運搬工 12月上旬～2月上旬
- (5) 仮置場整地工 2月上旬～2月末
- (6) 後片付け 3月

契約日は平成29年9月27日、履行期限は平成30年3月25日である。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、財務規則99条1項の規定により、483万8400円以上の額となるが、債権者を千葉県とした「公共工事履行保証証券」の提出があったため、同規則99条2項1号の規定により、契約保証金の納付を免除している。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

業務の履行後、県は検査をし、検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

検査の具体的方法及び評価項目等は、「工事成績評定表」に記載されており、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性等である。

第6 契約事務の進行

本節の契約に係る事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年9月27日 相手方から県に工程表が提出された。

- 平成29年9月28日 相手方から県に着工届が提出された。
- 平成30年3月20日 建設工事請負変更契約が締結された。
- 3月23日 工事が完成し、工事完成通知書が県に提出された。
- 3月29日 検査が完了し、工事検査調書及び工事検査結果通知書が作成された。
- 工事目的物引渡申出書が県に提出され、目的物が引き渡された。
- 4月 2日 請求書が提出された。
- 4月25日 支払がなされた（期限内）。

第2款 指摘

第1 入札方法の選択

本節の契約において、入札方法として指名競争入札を選択しているところ、上述のとおり、県は、工事の性質上工期が限定されることを理由としている。

しかしながら、自治令167条1号において、指名競争入札を選択する要件として、「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき」との規定が定められており、一般競争入札に適しないという要件を満たすかの検討が十分になされているとはいえない。

今後は、当該要件を検討の上、記録に残すべきである。

第3款 意見

第1 契約書—個人情報特記事項

個人情報の利用がないにもかかわらず、個人情報特記事項が契約書に規定されていた。

個人情報の利用がない場合は、個人情報特記事項を規定する必要はないため、当該事項を契約書に規定しないことを要望する。

第13節 県単道路改良（幹線）工事（安全施設工）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

一般国道464号印西市松虫外における工事の進入防止用の立入防止柵の設置の請負契約である。

2 契約の目的

高さ1.8m、長さ773mの立入防止柵を設置する工事である。

3 契約の変更

工事途中で設計変更により、工事内容が追加・変更となった。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

- (1) 根拠法令は自治令167条2号であり、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき」にあたることにある。

一般競争入札においては、見込み業者数として、格付・施工実績・地域条件等から応札可能者が20者以上を確保していることが条件とされている（一般競争入札（事後審査型）参加資格要件等設定資料）。

しかしながら、当該工事は、立入防護柵（H＝1.8m）L＝773mの設置であり、特殊な技術を必要とする工事ではなく、また、指名競争入札を選択しても、千葉県建設工事指名業者選定基準第5の規定により指名業者数が12者以上確保（予定価格1000万円以上）され、かつ、十分な施工能力を確保できると認められることから、自治令167条2号の規程により、指名競争入札を実施することとした。

- (2) 指名業者選定基準

『千葉県建設工事指名業者選定基準』により基準の内容と理由は以下のとおりである。

指名業者の選定は、工事の種類及び発注金額に応じ、基準等級に格付けされた者の中から行うものとなっていることから、B等級に格付けされた者とする。

前項の規程により指名業者数の選定が困難であるときは、基準等級の直近上位または直近下位の等級に格付けされた者を指名することができることから、A等級の業者を入れる。

発注金額が指名しようとする者の当該工事の発注工種に係る年間平均完成工事高を超える場合は、当該指名しようとする者を指名することはできないものとなっている。

指名業者の数は、発注金額が1000万円以上は12者以上となっていることから、12者とする。

不誠実な行為の有無、当該工事に対する地理的条件、手持ち工事の状況、当該工事施工についての技術的適正などの留意事項を勘案する。

3 入札保証金

入札保証金は免除されている（財務規則107条1項）。

4 入札者の人数

入札者は12者である。指名業者すべてが入札した。

本節の公共工事の工種は、とび・土木・コンクリート工事であり、その入札参加資格者名簿に登録されている者の人数は、A等級が527者、B等級が388者、C等級が518者である。

5 相手方

落札者は、千葉県内の土木工事の請負等を業とする資本金1000万円の株式会社である。

6 下請負

立入防止柵設置工の下請負がある。

第3 契約金額

1 代金額

契約価格は1544万4000円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は1643万7600円（税込）である。

3 落札率

落札率は93.9%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書は表題部及び59条の約款からなる。

その他に、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律13条に基づく書面・工事数量総括表・特記仕様書・施工条件の明示・図面各種（5葉）が合綴されている。

2 契約書の記載内容

契約の内容は以下のとおりである。

工事場所：一般国道464号 印西市松虫外

工期：平成30年3月10日～平成30年8月6日

契約保証金：154万4400円

解体工事に要する費用等：

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）13条1項に基づく解体工事の費用等の記載については、別添様式3のとおりとする。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は154万4400円である。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書及び工事成績評定表

検査調書及び工事成績評定表は作成されている。

(2) 監督及び確認の方法

本件工事は平成30年3月10日に着工し、平成30年8月6日に工事完成通知が相手方から県に提出されている。県はこれを受けて、同日に完成検査を実施し、8月16日に相手方に検査結果を通知した上で、8月20日付で代金を支払っている。

第6 契約事務の進行

平成30年2月19日	工事執行伺い
2月20日	指名業者選定審査会
2月20日	指名通知書を12者へ送付
3月8日	開札
3月8日	契約の保証に関する指示
3月9日	請負工事契約締結について決裁
3月9日	支出負担行為 1544万4000円
3月9日	建設工事請負契約
3月9日	監督職員通知
3月9日	課税事業者届出
3月9日	中間前払金と部分払の選択に係る届出
3月9日	主任技術者等選任通知
3月10日	工事着手
3月12日	前払金請求 610万円
3月12日	支出伝票
3月14日	建設業退職金共済証紙購入状況報告
4月1日	支出負担行為 934万4000円
4月1日	監督職員通知
8月(日不明)	設計変更
8月3日	支出負担行為増額
	1544万4000円
	→1605万2040円(60万8040円増額)

平成30年8月	3日	建設工事請負変更契約 設計概要 特記仕様書（設計変更） 施工条件の明示（変更なし）
	8月 6日	工事完成通知書
	8月 6日	工事検査実施通知書
	8月 8日	建設業退職金共済証紙追加購入状況報告
	8月16日	工事検査
	8月16日	工事検査結果通知
	8月16日	工事目的物引渡申出
	8月20日	請求書 995万2040円
	8月20日	支出 995万2040円

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

意見はない。

第14節 平成29年度木地区画地確定測量業務委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、平成29年度木地区画地確定測量業務の請負契約である。

2 契約の目的

県の示す方針に従い、流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業を実施するための確定測量（街区・画地）を行うものである。

3 契約の変更

画地確定測量を要する箇所・工事範囲の増加により街区確定測量（設置）・画地確定測量（設置）・画地確定測量（計算）を増量変更したことにより、代金額を変更している。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方式は、指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

当該委託の早期着手の必要があること及び業務内容を適切に履行する能力が必要なことから、一般競争入札には適さないため、かかる契約方式が採用された（自治令167条1項1号）。

指名業者については、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に希望業務内容として「都市計画及び地方計画」を登録してあること、土地区画整理事業に精通している必要があることから「公益社団法人街づくり区画整理協会」の会員であること、また流山区画整理事務所におけるこれまでの受注実績、指名状況等を勘案し選定している。指名業者は8者である。

3 入札保証金

財務規則107条2項により免除されている。

4 入札者の人数

8者である。

入札参加資格について、本業務は、「土地区画整理事業」において必要となる測量等を実施するものであり、例えば、業務内容である確定測量とは、換地設計（区画整理の設計図）により計算され図上に示された位置に基づき現地に杭を設置するものである等、通常の間量とは異なる土地区画整理事業独特の作業内容等となっている。また、このような測量等については、「国土交通省土地区画整理事業測量作業規程」により作業方法等が定められている等、一般的な測量とは異なることから、業務内容を理解し円滑に作業が行えるよう、土地区画整理事業に精通していることが業者選定において重要であると考えているため、「公益社団法人街づくり区画整理協会」の会員であることが入札参加資格要件とされている。

5 相手方

測量業務等を事業内容とする株式会社（千葉事務所）であり、本店所在地は東京都である。資本金は2500万円である。

6 下請負

なし。

第3 契約金額

1 代金額

契約額は1760万円（税込1900万8000円）である。その後、上述のとおり、平成29年12月27日に変更契約を締結したことによって、本体価格1807万8000円（税込1952万4240円）となっている。

2 予定価格

1802万円（税込1946万1600円）である。財務規則110条2項に

に基づき、工事関係案件であることから、千葉県が定めている「千葉県土地区画整理事業測量標準歩掛」に基づき算定しており、この算定を行う際に千葉県が導入しているシステムを使用している。

3 落札率

97.7%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

業務委託契約書（全27条）のほか、業務委託仕様書が業務委託契約書と一体として綴じられている。

2 契約書の記載内容

受託者の業務の具体的内容は、業務委託仕様書に次のとおり定められている。

- (1) 街区・画地確定測量
- (2) 基準点の確認
- (3) 基準点の増設

契約日は平成29年8月28日、履行期限は平成30年1月31日である。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

業務の履行後、県は検査をし、検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

検査の具体的方法及び評価項目等は、「委託業務成績評定表」に記載されており、専門的技術力、管理技術力、コミュニケーション力、取組姿勢、成果品の品質等である。

第6 契約事務の進行

本節の契約に係る事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年 8月29日 相手方から県に工程表が提出された。

8月29日 相手方から県に着手届が提出された。

12月27日 建設工事請負変更契約が締結された。

平成30年 1月26日 業務が完了し、業務完了報告書が県に提出された。

1月30日 検査が完了した。

- 平成30年 1月31日 委託業務検査調書、委託業務検査結果通知書及び委託業務認定通知書が作成された。
- 2月 1日 成果品が引き渡され、委託業務成果品引渡書が県に提出された。
- 2月 7日 請求書が提出され、同月26日（期限内）に支払がなされた。

第2款 指摘

第1 指名競争入札の選択—入札参加資格要件

入札参加資格要件として、「公益社団法人街づくり区画整理協会」の会員であることが設定されているところ、そもそも「公益社団法人街づくり区画整理協会」の会員であることからといって、一般的な測量とは異なるものも含め土地区画整理事業に精通しているとは限らない。また、同協会の会員数（賛助会員を含む）が、県内でわずか3しかない（東京でも49）ことから、土地区画整理事業に精通している業者が一般に加入する協会であるとも考え難い。さらに、要件に該当する業者数が少ないことから、競争性が阻害されていると言わざるを得ない。

そこで、入札参加資格要件から「公益社団法人街づくり区画整理協会」の会員であることを除外するべきである。

第2 契約保証金の免除

県は、上述のとおり、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、入札参加資格者名簿に登載されている業者であり、ちば電子調達システムで、過去2年間の契約実績及び履行を確認しており、契約を履行しないこととなるおそれがないと判断したため、それをもって同号の要件に該当すると判断している。

しかし、財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。

よって、県は、契約締結時における相手方の財務状況等、契約履行能力の有無についても検討を行うべきである。そして、財務規則99条2項3号の要件の具備につき、調査した結果を報告書にまとめ、資料を添付の上、記録に残すべきである。

第3款 意見

意見はない。

第15節 国府台県営住宅A工区建設工事監理業務委託 (平成29年度事業)

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、工事監理業務を委託する準委任契約である。

2 契約の目的

本契約は、国府台県営住宅の建替え工事のうち、A工区の建設工事の工事監理業務を委託するものである。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本節の契約方法は、指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

本契約については、委託箇所実地での監理業務であり、地元地域の業者を選定することで十分な成果が期待できること、競争力に勝る業者の受注の偏りを排除し、受注機会の均等により県内地域の中小企業の育成に配慮しつつ、能力が劣る不良・不適格業者を排除することにより公共工事の品質確保を図り、かつ、受発注者双方の事務負担の軽減が図れることから、性質又は目的が一般競争入札に適しない（自治令167条1項1号）として、指名競争入札が選択されている。

3 入札保証金

入札保証金は免除されている（財務規則107条1項ただし書）。

4 入札者の人数

指名業者は8者であり、そのうち入札者は5者である。

5 相手方

相手方は、千葉県市川市内に本店を置く一級建築士事務所（特例有限会社）である。

6 下請負

構造担当、電気設備担当及び機械設備担当として、それぞれ下請業者が使用されている。

第3 契約金額

1 報酬額

報酬額は1814万4000円（消費税込み）である。

2 予定価格

予定価格は2178万360円（消費税込み）である。

3 落札率

落札率は83.3%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

委託業務名、履行機関、業務委託料、契約保証金の有無が記載され契約書の表紙に、契約条項及び建築士法22条の3の3に定める記載事項が別紙として添付されている。

2 契約書の記載内容

契約条項は、50条からなる工事監理業務委託契約にかかる定型の契約条項が用いられており、契約保証金、紛争の解決、個人情報の保護及びデータの保護にかかる条項は本契約においては不要のため削除されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

本監査の実施時において未完成のため検査調書は作成されていない。

(2) 監督及び確認の方法

受注者から毎月管理業務報告書の提出を受けて履行を確認している。同報告書には、工事監理業務の項目ごとに当該月におけるその履行状況が記載されているほか、日ごとの監理業務内容、受領書類及び提出書類が記載された日報が添付されている。

第6 契約事務の進行

平成30年2月	2日	業務委託設計書作成
	2月 6日	指名競争入札の実施につき執行伺い起案
	2月 9日	上記につき決裁
	2月14日	指名業者選定審査会の開催

平成30年2月14日	指名業者の決定
2月15日	指名通知書発行
3月14日	入札書受付
3月16日	開札
3月19日	契約締結
3月20日	受注者から監理技術者通知書及び着手届を受領
3月22日	受注者に対し調査職員及び受注者等を通知
4月 6日	受注者から前払金請求書を受領
4月19日	前払金支払
4月27日	受注者から工事監理計画書及び協力事務所協議願等を受領

第2款 指摘

第1 指名競争入札の選択

本契約においては、委託箇所実地での監理業務であり、地元地域の業者を選定することで十分な成果が期待できること、競争力に勝る業者の受注の偏りを排除し、受注機会の均等により県内地域の中小企業の育成に配慮しつつ、能力が劣る不良・不適格業者を排除することにより公共工事の品質確保を図り、かつ、受発注者双方の事務負担の軽減が図れること等を理由として、指名競争入札が選択されている。しかしながら、県内中小企業の育成への配慮という点については、そもそも県内地域（特に、指名が想定される市川市及びその周辺地域）には多数の建築士事務所が存在することから、指名競争入札の実施により当該地域の業者の育成を図る必要性があるとは考え難いし、仮に業者育成の必要があるとしても、特定の地域に本店または支店を置いていることを入札参加資格に設定することによっても当該地域の中小企業に配慮することはできる。また、品質の確保という観点についても、一定の技術的適性を有すること等を入札参加資格として設定することによって不良・不適格業者を排除することは可能である。そのため、中小企業の育成や工事の品質確保といった理由は、本契約について、指名競争入札を採用する理由としては不十分である。指名競争入札を採用するにあたっては、条件付き一般競争入札によって対応することができないのかどうか、十分に検討すべきである。

第2 指名競争入札の選択

建設工事等契約事務取扱実施規程において、契約事務担当者が指名業者を決定しようとするときは、指名業者選定審査会の意見を聴かなければならないとされ、

指名業者の決定は、審査会の会議結果に基づくこととされている。本契約においても、指名業者選定審査会の意見を聴いた上で指名業者が決定されているが、指名業者選定審査会の議事録は作成されておらず、指名業者の決定にあたって、どのような検討がなされたのかを事後的に確認することができない。指名業者の選定が公正に行われたことを事後的に検証することができるように、指名業者選定審査会の議事録を残すようにすることが望ましい。

第3 契約保証金の免除

本節の契約については、財務規則99条2項3号の規定により契約保証金の納付が免除されている。同号は、契約保証金免除の要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と規定しているが、財務規則が契約保証金の免除が例外的な扱いとされていることからして、免除の要件は慎重に判断するべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在の相手方の規模や財務状況等を調査検討する必要があるが、この点について十分な資料の収集と検討がなされているものとは認められなかった。契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認できる資料を収集し、その上で免除の要件を満たすかどうかを慎重に審査すべきである。

また、契約保証金の免除の審査にあたり、財務規則99条2項3号の要件について審査したことを確認できる記録も作成されていないため、本契約の締結にあたりどのような審査がなされたのかを確認することができない。そのため、契約保証金の免除審査にあたっていかなる資料に基づき、いかなる判断をしたのか等を記録しておくべきである。

第3款 意見

意見はない。

第16節 河川総合開発委託(片倉ダム長寿命化計画策定)

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、片倉ダムの「ダム長寿命化計画」の策定を委託する請負契約である。

2 契約の目的

亀山ダムの上流域に位置する片倉ダムは、亀山ダムの完成後流域の人口増に対応するための安定した水源の確保並びに、洪水から流域を守ることを目的に、平成14年4月から供用開始した総貯水容量841万立方メートル、堤高42.7メートル、堤頂長154メートルの重力式コンクリートダムである。本業務は、片倉ダムにおける施設及び貯水池について、設備更新や維持の優先順位を検討し、ライフサイクルコストの最小化・予算の平準化を考慮しながら計画的に維持管理を行う「ダム長寿命化計画」を策定することを目的とするものである。

3 契約の変更

本契約については、委任契約に基づく調査着手後に専門家意見聴取会が行われており、当該意見聴取会における検討結果を受け、堤体下流面クラック及び堤体強度測定を追加調査を実施することとなり、平成30年3月22日付で、調査項目を追加し、履行期間を平成30年7月31日までに変更する変更契約が締結されている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本節の契約方法は、指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

本契約については、ダムに関する技術力が高く、信頼性の高い業者に発注することから、その性質又は目的が一般競争入札に適しない（自治令167条1号）として、指名競争入札が選択されている。指名業者の選定方法については、県の入札参加資格者名簿の登録業者のうち、ダムの長寿命化計画の実績が多い順に8者を選定している。本件は、重要構造物であるダムの長寿命化を検討するものであり、ダムに関する技術力の高い業者への委託が必要となるため、同種契約の実績が多い業者は技術力及び信頼性が高いものと想定し、上記条件が設定されている。

3 入札保証金

入札保証金は免除されている（財務規則107条1項ただし書）。

4 入札者の人数

指名業者8者のうち、1者が辞退し、7者が入札している。なお、入札した7者のうち、4者の入札金額は予定価格を超過する金額であった。

5 相手方

相手方は、大阪市に本社を置き、建設コンサルタント等を業とする株式会社である。

6 下請負

下請負は使用されていない。

第3 契約金額

1 代金額

当初契約における報酬額は1726万9200円（消費税込み）である。

なお、当初契約後に調査項目を追加する変更がなされており、委託料を142万1280円（消費税込み）増額する変更契約が締結されている。

2 予定価格

予定価格は2164万3200円（消費税込み）である。

3 落札率

落札率は79.79%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

委託業務名、履行期間、業務委託料、契約保証金を記載した表紙に契約条項を記載した約款が添付されている。これに加え、個人情報取扱特記事項及びデータ保護及び管理に関する特記仕様書が別記として添付されている。

2 契約書の記載内容

契約条項は、国土交通省の策定した公共土木設計業務等標準委託契約約款をもとに作成された約款が用いられている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号により契約保証金は免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

完了検査は、監督員及び検査監が設計図書、千葉県委託設計業務等検査基準と成果品を対比して、履行を確認しているとのことであるが、検査調書は、設計図書に基づき検査の結果下記のとおり完了を認める」との文言の下に契約の概要が記載されているのみである。

(2) 監督及び確認の方法

受注者が月ごとに提出する履行報告書を監督職員が確認することにより履行状況の確認を行っている。

第6 契約事務の進行

平成29年	10月	4日	本業務につき指名競争入札を実施することにつき執行伺い
	10月	16日	上記の決裁
	10月	18日	指名業者選定審査会の開催
	10月	18日	指名業者の決定
	10月	19日	指名通知書発行
	11月	7日	入札書提出期限
	11月	8日	開札
	11月	10日	契約締結
	11月	10日	調査職員選任通知
	11月	11日	監理技術者等通知書及び着手届を受領
	11月	21日	業務計画書を受領
平成30年	2月	6日	専門家意見聴取会を実施
	3月	22日	契約変更の協議及び変更契約の締結につき執行伺い・同日決済
	3月	22日	変更契約締結、業務計画書（第1回変更）を受領
	7月	31日	業務完了通知書を受領
	8月	7月	委託業務検査実施

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

本契約については、ちば電子調達システムの契約結果照会画面にて、本契約の相手方が、県との同種及び同規模の契約を過去2年間に複数回締結されていることを確認したとして、財務規則99条2項3号に基づき契約保証金を免除している。同号は、契約保証金免除の要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と規定しているが、財務規則が契約保証金の免除が例外的な扱いとされていることからして、免除の要件は慎重に判断するべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在の相手方の規模や財務状況等を調査検討する必要があるが、この点について確認できる資料の収集と検討がなされているものとは認められなかった。契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認できる資料を収集し、その上で免除の要件を満たすかどうかを慎

重に審査すべきである。

また、契約保証金の免除の審査にあたり、財務規則 99 条 2 項 3 号の要件について審査したことを確認できる記録も作成されていないため、本契約の締結にあたりどのような審査がなされたのかを確認することができなかった。契約保証金の免除審査にあたっていかなる資料に基づき、いかなる判断をしたのか等について、書面として記録に残しておくべきである。

第 2 指名競争入札の選択

建設工事等契約事務取扱実施規程において、契約事務担当者が指名業者を決定しようとするときは、指名業者選定審査会の意見を聞かなければならないとされ、指名業者の決定は、審査会の会議結果に基づくこととされている。本契約においても、指名業者選定審査会の意見を聞いた上で指名業者が決定されているが、指名業者選定審査会の議事録は作成されておらず、指名業者の決定にあたって、どのような検討がなされたのかを事後的に確認することができない。指名業者の選定が公正に行われたことを事後的に検証することができるように、指名業者選定審査会の議事録を残すべきである。

第 3 款 意見

第 1 専門家意見聴取会

本契約については、専門家意見聴取会における専門家の意見に基づき、追加調査を実施することになり、追加の変更契約を行うに至っている。当該専門家意見聴取会における協議内容は、打合せ記録簿に記録されているが、追加調査の必要性にかかる記載事項は、「追加調査として、堤体下流面のクラックマップ作成、シュミットハンマー試験を実施し、今後のダム管理の基礎資料とすることは、妥当と考える。」とのみ記載されている。かかる記載のみからでは、いかなる資料に基づき、どのような検討結果を経た結果、当該追加調査が必要であるとの判断に至ったのかが判然としない。専門家意見聴取会における検討結果は、追加調査（変更契約）の必要性を基礎づけるものであるから、いかなる資料に基づき、どのような検討を行った結果、どのような追加調査が必要となったのかが読み取れる程度の記載をすることが望ましい。

第 1 7 節 江戸川第一終末処理場設備資材価格特別調査業務委託

第 1 款 契約事務の内容

第 1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、千葉県流域下水道事業における、江戸川の第一終末処理施設の機械及び電気工事事用資材について、平成30年度の設計単価を決定させるための実勢価格調査を目的とする請負契約である。

2 契約の目的

上記業務は、下水道の整備が進むに従って、処理場に流入する下水量も増加してきていることから、千葉県においては、既に施設整備がおおむね終了して供用が開始されている江戸川第二終末処理場に加えて、江戸川第一終末処理場の用地の買収と施設の建設を進めている状況において必要とされる調査業務である。

3 契約の変更

本節の契約は、平成30年3月8日に調査対象品目を増加させる旨の変更契約が交わされている。それに伴い、契約代金についても増額がなされている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

千葉県が発注する建設工事に係る委託業務の契約の相手方については、「建設工事に係る建設コンサルタント選定要綱」の規定に基づき、原則として「千葉県建設工事等入札参加資格者名簿」に登載されている者から選定するものとされており、①本件業務は同名簿中の「その他の業務」に登録があり、かつ資材価格調査等を希望している5者に加え、②同じく「その他の業務」に登録があり、かつ過去に本業務と同種業務の実績がある3者が対象となることから、適用される名簿によると①と②の合計8者しか該当業者がないことから、「その性質又は目的が一般競争入札に適しないもの」（自治令167条1項1号）に該当するものと判断されたためである。

3 入札保証金

財務規則107条1項を理由に免除されている。

4 入札者の人数

入札者は4者であり、指名業者のうち2者は辞退している。

5 相手方

相手方は、千葉市内に営業所を有する、資材価格調査事業等を行っている株式会社である。

6 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

1 代金額

当初締結した契約の代金額は、723万6000円（うち消費税53万6000円）である。また、変更契約締結後の代金額は、738万720円（うち消費税54万6720円）である。

2 予定価格

予定価格は、810万円（うち消費税60万円）である。この金額は、千葉県が発行している設計単価に関する積算基準（最新のもの）に基づいて算出されている。

3 落札率

落札率は、89.33%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約条項の記載された契約書の他に、仕様書及び個人情報取扱特記書が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書記載の契約内容の概要は、以下のとおりである。

(1) 履行期限、業務委託料及び契約保証金免除の旨

個別の契約条項の前にそれぞれ記載されている。なお契約保証金免除の根拠は、契約書上は明記されていないが、県の資料によると財務規則99条2項3号とのことである。

(2) 一括再委託等の制限

6条に記載されている。

(3) 瑕疵担保

17条に記載されている。

(4) 解除関係の定め

18条（談合その他不正行為に係る解除）、19条（発注者の解除権）に記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号を理由に免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

委託業務に関し、監督員による委託業務成績評定表が作成され、それに加えて委託業務検査調書が作成されている。なお検査調書には、発注年度、事業名、相手方名、設計金額、完了金額等が記載され、「完了を認める」旨の記載がされている。

(2) 監督及び確認の方法

前項の委託業務成績評定表においては、業務評定と技術者評定について、専門技術力や管理技術力、取組姿勢等の評価項目毎に、監督員及び検査監がそれぞれ評価をして点数が出されている。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成30年1月10日 指名業者選定
1月19日 開札
1月22日 契約締結
1月22日 監督職員選任通知書の受領
1月22日 業務工程表の受領
1月23日 業務主任技術者選任通知書の受領
1月23日 着手届の受領
3月 8日 業務委託変更契約書締結
3月20日 業務完了報告書の受領
3月20日 委託業務検査実施通知
3月22日 委託業務検査調書の作成
3月22日 委託業務検査結果通知
3月22日 委託業務成果物引渡書の受領
3月29日 請求書の受領
4月18日 代金支払

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

本節の契約においては、県の回答によると、財務規則99条2項3号を理由として契約保証金が免除とされている。しかし、上記条項に該当することについての検討経過（結果）に関する書類は作成していないとのことであり、実際に本件契約が上記条項に該当するの否か、県として事前に調査検討した事実の確認ができなかった。

この点、財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することは

あくまで例外的な扱いであることは明らかであり、したがって免除とするための検討は慎重に行うべきである。そのため、いかなる具体的事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについての調査検討を行い、その検討経緯（結果）については書面として残しておくべきである。

第3款 意見

意見はない。

第18節 国道道路改築委託（（仮称）時曾根橋橋梁詳細設計）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、（仮称）時曾根橋について橋梁詳細設計を実施するための請負契約である。

2 契約の目的

一般国道126号山武東総道路二期事業は、山武市と銚子市を連結する地域高規格道路「銚子連絡道路」の一部である横芝光町芝崎から匝瑳市横須賀までの延長約5km区間を整備する事業である。本委託は、匝瑳市時曾根地区に施工する計画の（仮称）時曾根橋について橋梁詳細設計を実施するものである。

3 契約の変更

第6で記述するとおり、3度の履行期間について変更があり、また、代金も増額されている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本契約は、指名競争入札により締結された契約である。

2 契約方法の選択理由

本契約は200mを超える長大橋梁の詳細設計であることから、同規模の設計実績を有する業者が受託することが適切と考え、通常の指名競争入札を選択した。

3 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

4 入札者の人数

入札した業者は8者である。

5 相手方

契約の相手方は建設コンサルタントを事業内容とする株式会社であり、本社は

東京に所在する。同社の資本金は13億9900万円、従業員は約600名である。

- 6 下請負
なし。

第3 契約金額

- 1 代金額
代金額は、代金4619万6000円、消費税369万5680円、
合計4989万1680円である。
- 2 予定価格
予定価格は6114万9600円である。
- 3 落札率
落札率は81.59%である。

第4 契約書

- 1 契約書の書式
「土木設計等業務委託契約書」が作成されている。
土木設計等業務委託契約書には、57条からなる約款、「個人情報取扱特記事項」、「データ保護及び管理に関する特記仕様書」、「総括情報表」、「業務数量総括表（公示用）」、「業務数量総括表」、「特記仕様書」、「平面図」が付され、ともに綴られ、
割印が付されている。
- 2 契約書の記載内容
契約書（土木設計等業務委託契約書）には、委託業務名、履行期間、業務委託料契約保証金が記載され、詳細は、57条からなる約款に定められている。具体的な業務内容については、特記事項仕様書に定めがあり、「設計範囲」、「道路構造等」、「設計業務における留意事項」等が記載されている。

第5 履行の確保

- 1 契約保証金
本契約にかかる契約保証金は免除されている。免除の根拠は、財務規則99条2項3号とされている。同号は、「(自治) 令167条の5及び167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」に契約保証金を免

除するとしている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

県は、平成30年11月8日、完了検査を行い、本契約が設計図書に基づき適正に履行されたと判断し、同日付けで委託業務検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

契約期間中の履行の監督は、業務計画書の受理、月1回の履行報告の確認、打合せ等により実施している。

第6 契約事務の進行

平成29年10月	5日	契約締結
	10月	6日 着手届を提出し、委託業務に着手している
平成30年	3月16日	変更契約締結（履行期間）
	8月16日	履行期間延長請求書受理
	8月23日	上記決裁
	8月24日	変更契約締結（履行期間）
	9月21日	履行期間延長請求書受理
	9月24日	上記決裁
	9月26日	変更契約締結（履行期間）
	10月24日	変更契約締結（委託料）
	10月31日	業務完了通知書
	11月	8日 委託業務検査調書

第2款 指摘

第1 契約保証金

上述のとおり、本契約にあたり、県は、契約保証金を免除している。その根拠規定は財務規則99条2項3号とされる。ここで、財務規則99条2項3号は、「(自治) 令167条の5及び167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」に契約保証金を免除すると定めている。この点、県は、データベースを参照して相手方の過去の実績についての調査はしているものの、それ以上の調査をしていない。

しかし、財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状

況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても調査を行うべきである。

第3款 意見

第1 履行期間延長申請書の日付が記載されていない

本件では、相手方から、契約の履行期間に関する延長申請がなされている。しかしながら、延長申請書には、日付の記載がなされていない。県における受付印により、県が受領した日付はわかるものの、不測の紛争を予防する観点から、日付の記載を要求すべきである。

第19節 県単港湾管理委託（木更津港港湾施設定期点検）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、木更津港港湾施設定期点検の請負契約である。

2 契約の目的

木更津港の港湾施設を計画的かつ適切に維持管理するにあたり、港湾施設の点検調査を実施し、施設の維持工事の必要性、緊急性等、対策工法の選定等を総合評価し、維持管理水準の統一化を図り、施設の維持管理計画を更新するものである。

3 契約の変更

前回の調査結果より鋼矢板の腐食が進行している恐れがあり、現状を確認するため、潜水調査範囲を拡大し、代金額を変更している。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

当該委託業務は木更津港港湾施設を適切に維持管理するための定期的な点検業務であり、一般競争入札には適さないため、かかる契約方式が採用された（自治令167条1項1号）。

指名業者については、千葉県入札参加者資格者名簿（測量等コンサルタント業者名簿）から類似業務実績のある8者を選定している。

3 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

4 入札者の人数

8者である。

入札参加資格について、入札参加資格者名簿に登載される要件は、千葉県報の公告（2年に1度）に従い、登載希望者が業種ごとに定められた書類を揃えた上で、入札参加資格申請の手続を行うこととされている。

5 相手方

港湾・臨海開発等を事業内容とする株式会社であり、本店所在地は東京都である。同社の資本金は1000万円、従業員数は約40人である。

6 下請負

なし。

7 その他—低入札価格調査制度

自治令167条の10に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否かの判断をする制度として、「低入札価格調査制度」と「最低制限価格制度」があり、県では、測量等の委託業務を入札に付する際、本節の契約のように予定価格が1000万円以上の業務では「低入札価格調査制度」を、1000万円未満の業務では「最低制限価格制度」を適用することになっている。低入札価格調査制度とは、あらかじめ設定された調査基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な履行が可能であるか否かについて調査した上で落札者を決定する制度であり、「建設工事等に係る委託業務の低入札価格調査試行実施要領」が適用される。低入札価格調査対象となる、調査基準価格を下回る金額での入札があったが、対象業者が価格調査報告書に代わる届出を提出したため、低入札価格調査を中止し、当該入札が無効となった。また、調査基準価格の算定誤りがあり、完成後の支払手続中に過誤が判明したものの、落札者の決定に影響を与えるものではなかった。当該事実は報告書により庁内関係機関に報告された。

第3 契約金額

1 代金額

当初の契約額は本体価格1329万円（税込1435万3200円）である。その後、前回の調査結果より鋼矢板の腐食が進行しているおそれがあり、現状を確認するため、潜水調査範囲を拡大し、平成30年3月19日に、契約変更をした結果、代金額は同1494万7000円（税込1614万2760円）となっ

ている。

2 予定価格

1483万円（税込1601万6400円）である。財務規則110条2項に基づき、調査対象となる施設の点検項目を積上げし、積算基準書の歩掛を用いて、土木積算システムに入力して算出したものである。

3 落札率

89.6%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

土木設計等業務委託契約書（全57条）のほか、特記仕様書が土木設計等業務委託契約書に一体として綴じられている。

2 契約書の記載内容

受託者の業務の具体的内容は、特記仕様書に次のとおり定められている。

(1) 現地調査

- ア 計画準備
- イ 事前協議
- ウ 詳細点検
- エ 報告書作成

(2) 港湾施設維持管理計画更新

- ア 設計計画
- イ 結果の検討
- ウ 報告書作成

契約日は平成29年10月31日、履行期限は平成30年3月25日である。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

業務の履行後、県は検査をし、検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

検査の具体的方法及び評価項目等は、「工事成績評定表」に記載されており、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性等である。

第6 契約事務の進行

本節の契約に係る事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年10月31日 相手方から県に業務工程表が提出された。

11月 1日 相手方から県に着手届が提出された。

平成30年 3月19日 土木設計等業務委託変更契約が締結された。

3月22日 業務が完了し、業務完了通知書及び委託業務完了報告書が県に提出された。

3月28日 検査が完了し、委託業務検査調書、委託業務検査結果通知書及び委託業務認定通知書が作成された。
委託業務成果物引渡申出書が県に提出され、成果物が引き渡された。

4月11日 請求書が提出された。

4月27日 支払がなされた（期限内）。

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- (1) 県は、上述のとおり、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、測量等の委託業務の入札への参加を希望する業者は、2年に1度の県報告示に従い、必要な書類を添付した上で県に申請を行い、審査を受け、入札参加資格者名簿に登載される必要がある。そして、名簿登載の申請に必要な書類には、納税証明書、財務諸表、測量法55条1項の規定による登録証明書等などがあり、これらの審査を経て入札参加資格を得ていることから、名簿登載業者については、県との契約を適切に履行できる契約の相手方として相当であるとの評価を受けているものと解釈し、落札決定時や契約締結時に指名停止措置や倒産等の事前情報が発行されていない場合には、それをもって同号の要件に該当すると判断している。
- (2) しかし、入札参加資格者名簿登載時の財務状況と、契約時の財務状況が大きく変動している可能性があり、必ずしも契約締結時において相手方に契約履行能力があるとはいえない。よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても具体的に調査を行うべきである。そして、財務規則99条2項3号の要件の具備につき、調査した結果を報告書にまとめ、資料を添付の上、記録に残すべきである。

第2 低入札価格調査制度－調査基準価格

相手方からの請求書の受領後、支払審査中の出納課からの指摘により、入札時

の調査基準価格の誤り（3万2400円）があったことが判明した。

本件では落札者には影響するものではなかったが、入札の結果に影響を及ぼしうるものであることから、今後はかかる誤りが発生しないように、聞き取り調査等により算定誤りが生じた原因を調査し、再発防止策を講ずるべきである。また、その調査結果は報告書にまとめて記録に残すべきである。

第3款 意見

第1 契約書—個人情報特記事項

個人情報の利用がないにもかかわらず、個人情報特記事項が契約書に規定されていた。個人情報の利用がない場合は、個人情報特記事項を規定する必要はないため、当該事項を契約書に規定しないことを要望する。

第2 低入札価格調査制度—低入札価格調査

低入札価格調査対象があったが、「建設工事等に係る委託業務の低入札価格調査試行実施要領」に基づいて届出がなされたため、入札を無効として事務処理を行った。「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」が提出された場合は、低入札価格調査は中止されることとされているが（建設工事等に係る委託業務の低入札価格調査試行実施要領10条4項）、制度運用の参考のため、担当者に聞き取りを行うことがあることとされている（同別記第16号の2様式）。そこで、「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」を提出した理由、当該価格での入札を行った理由、積算方法等について聞き取りをすることが望ましかったものと考えられ、今後は「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」が提出された場合であっても、担当者に聞き取りを行うことを要望する。

第20節 県単道路改良（幹線）委託（時曾根地区工事用道路検討）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、工事用道路についての詳細設計を行う請負契約である。

2 契約の目的

一般国道126号山武東総道路二期事業は、山武市と銚子市を連結する地域高規格道路「銚子連絡道路」の一部である横芝光町芝崎から匝瑳市横須賀までの延長約5キロメートル区間を整備する事業である。

本節の契約は、匝瑳市時曾根付近に施行する計画の工事用道路について詳細設計を実施するものである。具体的には、銚子連絡道路において、周辺道路が狭隘

なため、工事用車両の通行が困難である時曾根地区への進入路を確保するための検討を行うものである。

3 契約の変更

(1) 29年11月30日

検討対象である工事用道路の大布川渡河橋梁について、匝瑳市との基本協定の締結を結ぶ必要性があり、匝瑳市内部での調整に不足の日数を要しているための変更である。

(2) 平成30年3月15日

大布川渡河橋梁について、大利根土地改良区との設計協議を実施しているところであるが、大利根土地改良区内部での調整に不足の日数を要しているための変更である。

(3) 平成30年5月24日

橋梁取付道路などを整備する延長が増加したため。これは、橋梁施工時に土留工が必要であり、当初設計で計上されていないことから新規追加するもの。また、このため、期間も平成30年6月29日まで延長した。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

簡易公募型指名競争入札である。

簡易公募型指名競争入札は、入札への参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する一つの方法で、個別案件ごとに希望を募り、応募者の中から発注者が技術審査基準及び建設工事指名業者選定基準に基づき指名業者を選定し、入札を行う方法である。応募資格要件として、①入札参加者名簿の土木関係建設コンサルタント業務に登載されている者、②過去10年間に企業の同種または類似業務の実績がある者、③過去10年間に配置予定技術者の同種または類似業務の経験のある者、④配置予定技術者の手持ち業務量が10件未満かつ4億円未満である者、⑤県内に本店がある者と設定されている。

対象となる委託業務は、千葉県が発注する500万円以上で、政府調達に関する協定に該当する額未満の委託業務について適用するとされている（平成30年6月現在）。

2 契約方法の選択理由

県によれば、本節の契約は工事用道路、付帯構造物、仮設構造物と複数の詳細設計を実施するものである。簡易公募型指名競争入札では、応募調書資料により、指名を希望する業者の業務実績及び配置予定技術者の業務経験について、詳細に確認できること、また、これらの資料を基に指名業者を選定することから当該契

約に適した方式と判断したことから選択している。

3 入札保証金

財務規則107条1項に従い免除されている。

4 入札者の人数

入札した業者は4者である。

5 相手方

相手方は、千葉市内に本店所在地を置く、資本金1400万円の株式会社である。

6 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

1 代金額

代金580万円、消費税46万4000円、合計626万4000円である。

2 予定価格

656万6400円（税込）である。

3 落札価格

95.39%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

「土木設計等業務委託契約書」が作成されている。

土木設計等業務設計委託契約書には、57条からなる約款、「個人情報取扱特記事項」、「データ保護及び管理に関する特記仕様書」、「総括情報表」、「業務数量総括表（公示用）」、「業務数量総括表」、「特記仕様書」、「平面図」が付され、ともに綴られ、割印が付されている。

2 契約書の記載内容

契約書（土木設計等業務委託契約書）には、委託業務名、履行期間、業務委託料、契約保証金が記載され、詳細は、57条からなる約款に定められている。

具体的な業務内容については、特記仕様書に定めがあり、本契約では、「道路設計関係その他設計」、「仮構造物設計」、「一般構造物設計」の箇所に記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

本契約にかかる契約保証金は免除されている。免除の根拠は、財務規則 99 条 2 項 3 号とされている。同号は、「令 167 条の 5 及び 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」に契約を免除するとされている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

本件は平成 30 年 6 月 29 日に委託業務が完成し、同日付業務完了通知書が相手方から県に提出されている。県はこれを受けて、同日に委託業務検査実施通知書を相手方に対し発し、平成 30 年 7 月 5 日付け委託業務検査調書完成調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

業務の監督については、業務計画書の受理、月 1 回の履行報告の確認、打合わせ等を定期的に行っている。

第 6 契約事務の進行

平成 29 年	6 月 16 日	決裁（工事（調査・設計・測量）を執行する旨）
	6 月 23 日	公表
	7 月 19 日	指名業者推薦書
	7 月 20 日	指名通知
	8 月 1 日	開札
	8 月 2 日	契約締結
	11 月 30 日	納期変更平成 30 年 3 月 20 日まで
平成 30 年	3 月 15 日	土木設計等業務委託変更契約書
		納期変更平成 30 年 5 月 31 日まで
	5 月 24 日	土木設計等業務委託変更契約書
		契約金額について 117 万 3960 円の増額
		平成 30 年 6 月 29 日まで延長
	6 月 29 日	業務完了通知書
		委託業務検査実施通知書
	7 月 5 日	委託業務検査調書

第2款 指摘

第1 契約保証金

本節の契約に先立つ入札は、平成29年6月16日に工事に付する決裁がなされている。しかしながら、この決裁に関する伺い書を確認すると、契約保証金については「財務規則99条2項3号により免除。」とされていた。ここで本節の契約について行われる簡易公募型指名競争入札における指名業者は平成29年7月19日にその推薦書が作成されている。したがって、具体的な入札者が決定されていない段階で、財務規則99条2項3号に該当するとして、契約保証金を免除するとされている。財務規則99条2項3号は、履行をしないおそれが認められない場合に、履行をしない場合の損害賠償を担保する性質を有する契約保証金を免除する趣旨の規定であることから、具体的な落札者が決定した段階で、その履行実績、能力を調査して、その該当性が判断されなければならない。

第3款 意見

第1 応募者の人数

県の当初の見込みでは、応募者予定数は10者であった。しかしながら、実際には4者からの応募しかなかった。結論としての応募者数の多寡については、県が左右出来るものではないものの、応募総数が少なかったことについては、競争原理を働かせるためには検討がなされるべきであるが、そのような検討することが望ましい。

第21節 (仮称) 佐津間県営住宅基本設計業務委託 (平成29年度)

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、県営住宅の設計業務を委託する請負契約である。

2 契約の目的

佐津間県営住宅用地は、平成14年に県営住宅を建設する計画で、千葉県が用地を取得したものである。鎌ヶ谷市の北側、柏市との市境付近に位置し、敷地西側は戸建住宅地、東側は河川で閑静な立地となっている。

平成30年度に(仮称)佐津間県営住宅(公営住宅86戸)の新築に伴い、これに係る基本設計業務を委託するものである。

3 契約の変更

契約変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

- (1) 契約方法は、指名競争入札（簡易公募型）である。

簡易公募型指名競争入札は、入札への参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する一つの方法で、個別案件ごとに希望を募り、応募者の中から発注者が技術審査基準及び建設工事指名業者選定基準に基づき指名業者を選定し、入札を行う方法である。

- (2) 入札の応募資格は、①千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿の建築関係建設コンサルタント業務に登載されている者の内、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本委託業務の応募調書の提出期限日から本委託業務の開札までの間、受けていない者、②公表日より過去10年間に、配置予定技術者が元請けとして鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造で、1棟の延べ面積が900㎡以上の建築物の新築、増築又は改築に係る基本設計又は実施設計業務の経験のある者、③配置予定技術者の公表日現在の手持ち業務量が10件未満かつ4億円未満である者、④県内に本店がある者、⑤建築士法23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者、⑥配置予定技術者が建築士法5条の規定による一級建築士の登録を受けている者、とされている。大規模な建築物の設計業務において、能力及び実績を持った業者を選定することにより、公共工事の品質確保を図るため、上記の要件を設けている。

2 契約方法の選択理由

大規模建築物の設計業務において、能力及び実績を持った業者を選出することにより公共工事の品質を図るために簡易公募型の指名競争入札が選択された。

3 入札保証金

財務規則107条1項2号の規定により免除されている。

4 入札者の人数

入札者は9者である。内1者が審査の結果、失格となっている。

5 相手方

契約の相手方は、千葉県鎌ヶ谷市を本店所在地とする設計などを事業内容とする会社で、資本金は1000万円である。

6 下請負

下請けは3者である。

第3 契約金額

1 代金額

代金額は、本体代金939万円、消費税75万1200円、合計1014万

1 2 0 0 円である。

2 予定価格

予定価格は、1 3 1 9 万 7 6 0 0 円である。

3 落札率

落札率は 7 6 . 8 % である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書には、5 7 条からなる条項とともに「建築士法 2 2 条の 3 の 3 に定める記載事項」、「千葉県公共建築設計業務委託共通仕様書（平成 2 4 年版）」、「千葉県公共建築設計業務委託特記仕様書（基本設計）（平成 2 9 年 1 月版）」、「県有施設（建築物）グリーン化の推進」、「公共事業における環境影響の低減」、「業務委託発注に関する説明事項書」が一体として添付されている。

2 契約書の記載内容

契約内容として、①委託業務名、②履行期間、③業務委託料、④契約保証金、⑤建築士法 2 2 条の 3 の 3 に定める記載事項が記載され、詳細は、5 7 条（ただし、厳密には一部削除されている。）が記載されている約款に定められている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は財務規則 9 9 条 2 項 3 号の規定により免除されている

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

平成 3 0 年 3 月 2 6 日付けで、相手方からは県に対して、成果物引渡申出書が提出され、県は委託業務検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

適宜、相手方との間で打合せを行い、打合せ議事録を作成し、進行状況を確認している。

第6 契約事務の進行

本節の契約に係る事務の進行は、以下のとおりである。

平成 2 9 年 7 月 2 4 日 業務委託の執行伺い

9 月 7 日 指名業者の選定

1 0 月 2 日 建設設計業務委託契約書

重要事項説明書

平成29年10月 3日 管理技術者通知書
10月 3日 業務着手届（業務工程表）
平成30年 3月16日 業務完了通知書
3月26日 委託業務検査調書
3月26日 成果物引き渡し申出書
4月10日 請求書（4.10受領印）
4月13日 支出伝票 起票

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

第1 請求書の日付について

本節の契約においては、相手方からの代金請求書の日付が空欄となっていた。契約書上、県の支払は、請求があった日から30日以内とされており、これを過ぎると債務不履行となり、遅延損害金が発生しうる。そのため、請求があった日が30日の経過の有無を判断する重要な起算点となるが、係る重要な事実が不明となることから、日付を記載させて提出させることが望ましい。

第2 下請負

本節の契約は、公共工事ではなく、公共工事の品質確保の促進に関する法律の直接の適用はないものの、下請の代金額やその業務の適正が確保されなければならないのは当然である。成果物に対する品質確保やその将来的な担い手の確保の観点からは、下請に対する監督を行うことも望ましく、契約書やその担当箇所を把握し適切な下請契約が行われることが望ましい。

第3章 随意契約

第22節 新都市ビル西側外壁網設置工事

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、新都市ビルの西側外壁に網の設置工事を実施するための請負契約である。

2 契約の目的

- (1) 新都市ビルは、昭和48年から県営駐車場及び事務室として供用してきたが、建物の老朽化により、平成26年には、同ビルの屋上で塔屋外壁から剥離・落下したモルタルなどが散見されたほか、西側開口部周囲でモルタル剥離や、同開口部内側の天井パネルで一部脱落のおそれが認められ、その都度修繕工事等を行っていた。
- (2) 同ビルは、平成27年3月末に駐車場利用者が減少したことや、建物の老朽化が進んだことから供用を廃止し、同年4月からは職員等が常駐しない施設となった。同ビルは、今後、ますます劣化が進み、外壁モルタルや天井パネルが脱落するおそれがあること、公道に面し通行人の往来が多いことから、事故への未然防止のため、また、ビル西側開口部からカラスや鳩などの侵入を防止するため、西側外壁網設置工事を行うこととした

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約の方式は、随意契約である。

2 契約方法の選択理由

随意契約を選択した根拠法令は、自治令167条の2第1項5号である。

契約の内容は、当該建物の外壁に網を設置するための請負工事であり、剥離した外壁による事故を未然に防止する必要性があることから、同種工事の実績があり、かつ、当該建物を熟知し、早急に対応できる業者を選定するために、同号が根拠とされている。

3 契約の相手方

契約の相手方は、千葉市内の株式会社である。

4 下請負

下請けは、1者である。

5 見積合わせ

契約の相手方から見積りの提供を受けている。

第3 契約金額

1 代金額

代金額は、代金1285万円で、消費税が102万8000円、合計1387万8000円である。

- 2 予定価格
予定価格は1405万800円である。
- 3 予定価格と契約金額の比率
比率は98.80%である。

第4 契約書

- 1 契約書の書式
契約書は「建設工事請負契約書」の名称で締結されている。
建設工事請負契約書は、契約条項が記載された「契約書」に、59条が記載される約款(ただし、一部不要な箇所については削除されている)、封筒内に仕様書、設計図などが割印により一体とされて、ともに綴られている
- 2 契約書の記載内容
契約書には、契約内容として、①工事名、②工事場所、③工期、④請負代金額等が記載され、別紙として、詳細は59条が記載されている約款が定められている。なお、約款は、適宜不要な部分について削除されている。

第5 履行の確保

- 1 契約保証金
契約保証金は138万8700円である。
- 2 履行の監督及び確認
 - (1) 検査調書
平成29年12月1日付けで工事検査調書を作成している。工事検査調書そのものについては、発注年度、事業名、工事名など形式面のみの記載がなされている。
 - (2) 監督及び確認の方法
定期的に打合せをし、適宜監督を行っている。この際に、議事録も作成している。

第6 契約事務の進行

平成29年 7月26日 工事内訳書作成 設計者総務部管財課副主査
7月28日 執行伺・決裁
8月 2日 執行伺・決裁(見積り徴する旨)
随意契約協議(報告)書
依頼書を1者宛送付(回答期限8月18日)。
随契予定2者の内1者辞退

平成29年 8月17日 見積受領
8月23日 建設工事請負契約書
8月24日 監督職員選任通知書
10月 3日 前払金請求書
11月20日 工事完成通知書
11月21日 工事検査実施通知書
12月 1日 工事検査結果通知書
12月 8日 請求書

第2款 指摘

第1 見積合わせ

財務規則116条の2第1項は「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として二人以上の者（当該契約の予定価格が十万円未満であるときは、一人又は二人以上とする。）から見積書を徴さなければならない。ただし、郵便切手、郵便葉書その他法令等によつて価格の定められている物品を購入するとき、又は契約の目的若しくは性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいときは、見積書を徴さないことができる。」とされている。

したがって、本件では、二人以上の者の見積りが必要とされる。しかしながら、県は、平成29年8月というお盆休みが当然想定される時期に見積依頼書を送付している。そのため、送付を予定していた2者の内、1者からは、事前の打診の段階で夏季休業の関係で期限内に見積りを作成することが不可能との回答があり、1者のみの見積りとなっている。

係る理由については、財務規則116条の2第1項ただし書の要件を満たすものではなく、見積書を徴求すべきである。

第3款 意見

第1 随意契約の選択

- 1 本工事の実施に際して、平成29年8月18日を期限として、8月2日付けで見積依頼書を送付し、内1者との間で、随意契約により契約を締結している。随意契約を行うにあたっては、自治令上、緊急性などの事情が必要となる。係る緊急性の判断については、「本工事实施にあたり、平成27年度、平成28年度及び平成29年度に合計5回入札を行ったが、いずれも不調であった。こうした中で、平成29年度には、西側外壁のモルタル片が植え込みに落下していることが確認された。同ビルは公道に面しており、通行人の往来も多いことから、事故の未然防止のため早急を実施する必要があると判断し、自治令167条の2第5号

の規定により随意契約とした。」とのことである。

- 2 しかしながら、モルタル片の剥離は平成26年度中に既に認められていた。その上で、県は、平成29年8月というお盆休みが当然想定される時期に見積依頼書を送付している。そのため、送付を予定していた2者の内、1者からは、事前の打診の段階で夏季休業の関係で期限内に見積りを作成することが不可能との回答があり、1者のみの見積りとなっている。この点については、入札時期について検討の上、早期の見積依頼の送付は可能であったと思われる。
- 3 したがって、剥離が発覚していた時期からすれば、緊急性の要件を満たしていることが疑問であることから、不落随契（自治令167条の2第1項8号、9号・入札を行ったが、落札者、入札者がいない場合に随意契約を用いること）が検討されるべきであった。

第23節 平成29年度幕張メッセ施設整備機械設備工事 (国際展示場エスカレーター改修)

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

千葉県美浜区所在の幕張メッセ国際展示場（構造・規模 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造3階建 延べ面積9万9242㎡）内に設置されている展示場のエスカレーターの改修工事であり請負契約である。

2 契約の目的

長期間にわたって使用を継続されていた同エスカレーターの改修を行い、老朽化対策を図るものである。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、随意契約である。

2 契約方法の選択理由

根拠法令は自治令167条の2第1項2号であり、「その性質又は目的が競争入札に適しない」契約にあたることにある。

県はその理由として、「本工事は、製造者独自の方式の設備を改修し、老朽化対策を図るものであり、既設との取り合い上、既設製造者の製品を使用し、そのノウハウに基づいた施工と機能確認が必要である。設備全体の機能と安全性を確保

できるのは、当該昇降機を設置し、熟知している製造者である相手方のみである。については、その性質又は目的が競争入札に適さないものであることから、自治令167条の2第1項2号の規程により、随意契約することとしたい。」としている。

3 相手方

相手方は、千葉市内に支店をもつ株式会社である。

工種は、機械器具設置工事であり、その入札参加資格者名簿に登載されている者の人数は、A等級が304者、B等級が93者、C等級が63者である。

4 下請負

一次下請1者の下請負がある。

5 見積合わせ

見積書は、契約の相手方からのみ徴取している（財務規則116条の2第1項ただし書）。

第3 契約金額

1 代金額

代金額は2億3155万2000円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は2億4624万円（税込）である。

3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額との比率は94.04%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書は表題部及び59条の約款からなる。

その他に、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律13条に基づく書面が添付されている。

仕様書及び設計図等の設計図書は、別冊になっていて、割印されていない。

2 契約書の記載内容

契約の内容は以下のとおりである。

工事場所：千葉市美浜区中瀬

工期：平成29年6月28日から平成30年9月28日まで

解体工事に要する費用等：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）13条1項に基づく解体工事の費用等の記載については、別添様式2のとおりとする。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は2315万5200円である。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書及び工事成績評定表

検査調書及び工事成績評定表は作成されている。

(2) 監督及び確認の方法

本件工事は平成29年6月28日に着工し、平成30年9月20日に工事完成通知が相手方から県に提出されている。県はこれを受けて、9月26日に完成検査を実施し、9月28日に引渡しを受けた上で、平成30年10月16日付で代金を支払っている。

第6 契約事務の進行

平成29年6月	7日	指名業者選定審査会県土整備部会会議	
	6月22日	見積書	2億1440万円(税抜)
	6月27日	支出負担行為伝票起票	5788万8000円 (平成29年分)
		債務負担行為伝票起票	1億7366万4000円 (平成30年分)
	6月27日	建設工事請負契約	
	6月28日	主任技術者等選任通知	
	6月28日	着工	
	7月6日	前払請求書	2315万円
平成30年3月	29日	指定部分に係る工事完成通知書	
	3月30日	出来形調書	
	3月30日	工事検査	
	3月30日	工事検査結果通知	
	3月30日	工事目的物引渡	
	4月1日	支出負担行為伝票起票	1億7366万4000円
	4月5日	請求書	3473万8000円
	4月11日	支出伝票 支出命令額	3473万8000円
	9月20日	工事完成通知	
	9月26日	工事検査	
	9月28日	工事目的物引渡	
	10月1日	請負代金請求	1億7366万4000円

平成30年10月 4日 支出伝票起票
10月16日 支払日

第2款 指摘

第1 契約書

- 1 契約書の指摘の内容は、第1節と同じである。すなわち、契約書に、59条の条項が記載された約款が綴られているが、この約款に定めた条項が本節の契約の内容となることは、「別添の条項によって」と記載されるに止まり、「別添の条項」を特定する記載はなされていない。他方、約款の1条では、「この約款（契約書を含む。）」と記載されるに止まり、「契約書」を特定する記載はなされていない。そして、工事の具体的内容を定める設計図書については、「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ）」と記載されるに止まり、別冊の図面等を特定する記載はなされていない。
- 2 よって、これを特定することができるようにするため、設計図書に記載されている建設工事を契約の内容とする書式に改定すべきである。その例として、以下の二つの方法が考えられる。
 - (1) それぞれ標題を記載し、契約書の条項に、それらの標題が記載された設計図書の記載内容が契約の内容になることを、例えば、「甲は乙に対し、別紙「〇〇仕様書」、「〇〇設計図」及び「〇〇説明書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と簡潔に記載し、それらの設計図書を契約書の一体文書として綴り、通しの頁番号を記載する方法。
 - (2) 設計図書に表紙を付けて、その表紙に、例えば「設備改修工事契約書の設計図書の合意書」等と題名を記載し、その設計図書が設備改修工事契約書の設計図書であることを確認した旨の記述をし、作成日付も記載して、当事者がそれぞれ記名押印して設計図書も契約書として作成し、他方、設備改修工事契約書には、例えば「甲は乙に対し、〇年〇月〇日付けにて甲と乙が作成した「設備改修工事契約書の設計図書の合意書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と記載する方法。

第2 見積合わせ

エスカレーターの業者は多数居ること、予定価格が高額であることから、外と同業者からも見積書を徴取すべきである。

第3款 意見

意見はない。